

書評

第120号



本のいろいろ② 関大図書館―絵入本―

仲井 徳いさよ

絵入本はわが国で好まれた。近世以降に出版

業が興り盛んになると、国文学関係の書物は絵

入りが主流になる。「伊勢物語」「好色一代男」

「東海道中膝栗毛」……。それも初期の頃から

多色刷りが行われた。その完成されたものとし

て、歌舞伎役者や相撲取のプロマイドとして

「錦絵」が流行った。錦絵がゴッホ等の後期印

象派に影響を与えたように、今また日本のコミ

ック、アニメが世界を席捲している（今年、宮

崎駿のアニメ「千と千尋の神隠し」はロス映画

祭でアカデミー賞に輝いた）。

構成や構図の巧みさとともに、色彩表現にお

いてもわれわれ日本人は特別の才能を有してい

るように思われる。構図的には「源氏物語絵

巻」、色合いでは平安王朝の十二単の襲（かさ

ね）の感覚が影響していよう。

関大図書館には近世の絵入本を数多く所蔵し

ている。ちなみにK O A L Aでは一七八六点が

ヒットする。

一概に絵入本と言っても次のとおりに分かれ

① 本の扉絵

② 絵巻物（絵が主で、写本が多い）

③ 絵入本（文が主のもの、絵が主のもの）

④ その他 名所案内など

今回は絵入本のうち「文が主で、挿絵が従」の「伊勢物語」（二冊）を紹介してみたい。

「伊勢物語」は、周知のとおり在原業平を主人公とする平安王朝の歌物語であるが、江戸時代初期の慶長十三年（一六〇八）に京都嵯峨野

で、角倉素庵が出版した絵入り物語本である。

奈良絵風の古雅な挿絵四十九図の入った美しい

もので、淡い桃・青・緑等五色の用紙に木の活

字を、それも連続した二・三字を草書体が生き

るように連彫活字にして印刷している。当時導

入された「きりしたん版」の技術を採用した、

国際的に意義のある本である。

文字のみの写本で伝わってきた「伊勢物語」

の本文を校訂して定本とし、絵入本として出版

したことの意義は大きい。

（神戸女子大学教員・元関西大学図書館員）



（関大図書館所蔵）

表紙 関大図書館所蔵の「伝単」のひとつ、『蒙古来
 襲絵詞』竹崎季長の奮闘図（「本のいろいろ」④）
 裏表紙 『文正』の一部（「本のいろいろ」④）
 いずれも関大図書館所蔵

『書評』120号●目次

身近な場所から戦争を考える…………… 斉藤 寛信 2
 紙の爆弾・伝単…………… 田口 泰久 7

図書館所蔵の伝単…………… 仲井 徳 12
 横浜事件再審開始決定をめぐって…………… 森井 暉 14
 韓国若者のインターネット文化…………… 李 正 熙 26

千里市民講座

妹尾さんの講演について…………… 梁 永 厚 34
 わがへ朝鮮との出会い——キリスト者の市民運動——…………… 妹尾 活夫 36

連載

本のいろいろ ② 絵入本1 ③ 絵入本2…………… 仲井 徳 表2
 13

④ 絵巻物 ⑤ 屏風・掛軸…………… 25 33

⑥ 漢簡 ⑦ 紙…………… 80 表3

とりとめのない備忘録(一)…………… 田中 佳吾 60

——骨董市に混じっていた幽芳(二)——…………… 吉田 永宏 64

近代日本文学史を考える(二)…………… 吉田 永宏 64

読んで

マリオと魔術師 トーマス・マン著…………… 78

題字 ■ 網十善教 (文学部名誉教授)

身近な場所から戦争を考える

齊藤寛信

毎年八月になると、人びとは新聞やテレビによって戦争の悲惨さを思い出す。アジア太平洋戦争（一九四一～四五年、太平洋戦争とも言う）の被害や体験が語られ、このような惨劇を繰り返さないように戒めるのだ。

終戦から五十八年、様々な立場や視点から戦争が語られ、論じられている。しかし、当の戦争体験者は、鬼籍に入りつつある。人びとの戦争に対する記憶を風化させないためにも、彼らの戦争体験を残さなければならぬ。その時間は限られている。

しかし近年、アジア太平洋戦争を「大東亜戦争」と呼び、それを肯定する動きが大きくなっている。アジア諸国への侵略を正当化し、侵略による暴力などの被害を受

けた人びとに対して、傷口に塩を擦り込むようなことを平気で言っている。また、戦争指導者を祀る神社への参拝を「愛国心を持つ日本人なら当然のこと」であると奨励する。驚くなかれ、こうした動きに十代、二十代の若者が乗っかっているのである。かつて日本人を肉体的・精神的に縛りつけた、軍国主義へのノスタルジーに浸る人びとがこうした動きを作っていることは疑いない。

さて、戦争を語り継ぐため、本、体験談、写真や映像以外に、モノに語らせる手段がある。例えば、博物館の展示品がある。空襲（今の感覚で言えば、空爆である）で使用された爆弾の熱線によって変形したガラス瓶や鉄製品を見るだけで、「撰氏何度の熱線が」と言われるよ

りも、当時の人びとの受けた被害がどのようなものであったか、感じ取ることができらるだろう。

博物館に限らず、我々の生活の上で、身近な場所から戦争について考え、知る機会を見いだすことができる。陸軍墓地、海軍墓地がそのひとつである。前者は、陸軍が常時駐屯していた地域に、後者は軍港が置かれた都市などに造られた。全国各地に存在する。

JR環状線玉造駅から歩いて十分とかならないところに、小高い墓地がある。ここは、真田山陸軍墓地と呼ばれ、現在、財団法人大阪靖国霊場維持会（註）靖国神社とは無関係）が管理をおこなっている。そのため、旧陸軍墓地の中では保存状態がよい。

真田山陸軍墓地がどのような状態であるのかを、戦争遺跡保存全国ネットワーク編『戦争遺跡から学ぶ』（二〇〇三年・岩波ジュニア新書）からみてゆく。

敷地面積は一万五〇八六平方メートル、四八七〇基もの個人墓碑が残されていると書かれている。その他、五基の合葬墓碑と納骨堂がある。個人墓碑は七区画からなり、うち一つは、日清戦争とその後台湾征服での戦闘で死亡した軍役夫を葬っている。この区画には、捕虜となった中国人、ドイツ人の墓もある。兵卒の区画は三つある。一つは、西南戦争、日露戦争、第一次世界大戦、

満州事変の死者の墓である。二つめは、日清戦争とその後台湾征服での死者の墓で、最後は西南戦争以前の死者と日露戦争の死者を葬っている。兵卒の墓の敷地は狭く、間隔が詰められている。そのほか、下士官や将校の区画もある。

合葬墓は、五基のうち四基は日露戦争での死者の階級別に、もう一基は満州事変での将兵の合葬墓となっている。納骨堂は、忠霊堂という名前で一九四三年に建てられた。日中戦争からアジア太平洋戦争にかけての死者の骨壺が納められている。

同書は、中学・高校生向けに書かれた、戦争遺跡のガイドブックであり、調査のための入門書でもある。また、写真を多く採り入れており、その戦争遺跡のできた経緯やそこでおきた悲劇などが紹介されている。紹介される戦争遺跡も、地域的偏りのないように編集されているので、自分の出身地にどのような戦争遺跡があるのかを知ることができる。

真田山陸軍墓地の成立に関しては、横山篤夫『戦時下の社会―大阪の一隅から―』（二〇〇一年・岩田書院）から見てゆくことにしたい。

同書の第三章「今も多くの若者の眠る旧真田山陸軍墓地」は「真田山陸軍墓地の成立と女学生」と「旧真田山

陸軍墓地に建立された野田村遺族会の墓碑」の二節に分かれています。ここでは前節のみを取りあげることにしました。一八七一年（明治四）年四月、当時の兵部省（後の陸軍省・海軍省）が大阪に陸軍中枢機関開設の一環として、戦死者だけでなく、平時の病死者も対象とした埋葬地を設置した。これが、日本最初の陸軍埋葬地としての真田山陸軍墓地であった。同年七月には廃藩置県が断行とその実現のために、兵が東京に集められると、陸軍中枢機関は次々と東京へ移された。八月には大阪鎮台が置かれ、常備兵がつくことになる。以降、真田山陸軍墓地は大阪鎮台の附属となった。

真田山陸軍墓地には、「祭魂社」も併せて設置された。徴兵制度は成年男子を対象としており、彼らが亡くなったとき、手厚い鎮魂の祭祀をおこなわなければ、祟りをもたらすと信じられていた。そして、死の危険と隣り合わせの軍隊に国民を統合する上で、納得される追悼行事を執り行うことは不可欠であったためである。また本書では、一八七二年から九八年、一九〇三年、一八年以降の地図を調べた結果から、真田山陸軍墓地が一九〇三年ごろまでは招魂社の所在地として認識されてきた。そして「祭魂社」は招魂社として具現したとする。

続いて、招魂社と招魂祭の問題を取り上げている。真

田山陸軍墓地の成立した年に、ここで招魂祭が執行されたこと、そして馴染みのないものであったので、地車を曳き出しハレの日として多くの人を動員し、祭の定着を図った。ところが一八七七年の西南戦争後の招魂祭以降、その様相が変わった。執行場所が変わったのである。敷地の狭隘の他に、コレラの流行があったためだ、真田山陸軍墓地沿いに大阪陸軍臨時病院のコレラ病室が新設され、死者もたくさん出ていた。一八八三年には、中之島に西南戦争での戦死者を弔う慰霊碑として明治紀年標が建立、以降ここで招魂祭が執行された。このようにして、真田山陸軍墓地は陸軍の埋葬地として、追悼・慰霊のための施設と分かれ、墓地だけの場所となった。

この時期、真田山陸軍墓地のそばに大阪府第一高等学校が開校した（一九〇一年に清水谷高等学校に改称）。今の大阪府立清水谷高校である。初代校長は忠孝日、広益日、恭儉日、義勇日を設け、この日に関連した講話の席を設けた。第一回義勇日から、この日は主として軍事に関連した行事を続けた。一九一一年以降、四四年に至るまで真田山陸軍墓地への参拝が続けられた。参拝の他に、軍人による講話があった。これらがおこなわれた理由として、参拝については校舎が墓地の近くにあることが大きな要素であること、講話は伝統ある清水谷



高等女学校が大阪における女子教育の名門であり、その生徒に軍が呼びかけることは、将来の大阪の有力者婦人を軍の理解者・協力者を獲得する大切なルートであると考えられたため、と結論づけている。

しかし、一九四〇年以降義勇日に軍人が講話をするとはなくなった。翌年からは、墓地への参拝のみとなる。やがて、手向ける花さえ手に入らなくなり、四四年には義勇日の最後を迎えた。

かつて、十代、二十代の若者が戦地に赴き、亡くなった時代があった。そして、同世代の人びとがここを訪れ、慰霊をおこなった。死ぬことが美德であるとされた時代

があった。この事実を忘れてはいけない。戦争という悲劇の歴史を繰り返してはいけない。

戦争で亡くなった人びとを祀るための空間は、戦争指導者を祀った神社だけとは限らない。身近な場所に存在するのである。しかも、そこには、ひとりひとりのなまえが刻まれている。「あなた達を我々は忘れない」という強い意志のもとに、慰霊が行われている。ところがそれ以上の場所となると、ひとりひとりのなまえが消え、「国家と天皇に尽くして立派に死んだ」という理由のみ遺され、神として押し込まれ、祀られるのみとなる。個人と言う存在がそこからは見えなくなるのだ。

八月十五日が今年も過ぎた。冒頭であのような皮肉めいたことを書いたが、今一度、私たち若い世代が戦争の理不尽さと悲惨さ、そして平和の尊さを考える必要があるのではないか。その際、ここで取りあげた両書は、足元の具体的事実から課題を捉えるひとつの切り口、手がかりを示しているように思う。

真田山陸軍墓地は、霊場維持会や地元の人びとの手によって景観を保っている。しかし、肝心の墓碑が長年の風雨にさらされ、剥落など損壊の危機に陥っている。それを止めるための技術的手段に必要な経済的援助がどこからもないままにある。あの戦争を語り継ぐためにも、一刻も早い措置がとられることを願いたい。

追記 本稿では取りあげなかったが、軍隊の墓地について書かれたものとして、原田敬一「国民軍の神話 兵士になるといふこと」(二〇〇一年・吉川弘文館)の第三章「死ぬといふこと―追悼の詩―」所収「『万骨枯る』空間―軍用墓地―」もある

(さいとう ひろのぶ・大学院生)



紙の爆弾・伝単

田口泰久

昨年の秋、吹田市立博物館で特別陳列「戦争と人々の暮らし―戦時下の吹田―」を開催した。昭和六年（一九三二）の満州事変から昭和二十年（一九四五）の太平洋戦争終結に至る、いわゆる十五年戦争下の人々の暮らしをテーマに、吹田という地域に残された資料を中心に展示した。

二〇〇点を超える展示資料のなかで、予想以上に観覧者の関心が高かったものがある。ハガキより少し大きい程度の小さな紙切れがそれであり、「伝単」とよばれる米軍が日本本土にばら撒いたビラであった。それを知らない若い世代の観覧者は、こんなビラがあったのかと驚き、それを知っている年配の方々は実物のビラを見てこ

んなものがよく残っていたなあと驚いた。ある観覧者は「私はこれと同じものを拾ったことがある」と興奮気味に話を聞かせてくれた。その伝単をどうしたかの記憶は定かではなかったが、当時の空襲体験とともにそのビラを拾ったときの記憶が鮮明に蘇ったのであろうか、話は途切れることなく延々と続いた。

吹田にも伝単が撒かれたという記録が残っており、その日撒かれたものは二種類であったとされる。戦争当時吹田警察署長を勤めていた西沢与志雄氏が綴った「西沢日記」の昭和二十年三月四日の記事に「…正午過敵機飛来、吹田署管内ニ宣伝ビラヲ撒布シタリ。警察局ニ於テハ之ガ回収ニ付繩張争ヲ為シ、寔ニ見ニクキ限リナリ。

…」と記されている。

また、「参考書類綴 小松警部補」(大阪府公文書館所蔵)にも「敵機来襲時ニ於ケル伝単撒布状況ニ関スル件」として同日の米軍B 29による伝単撒布の記録が残されている。この資料は、戦争当時大阪府警の警備課情報系の警部補であった小松氏が、その職務から書類を保管されてきたもので、大阪の防空や空襲に関わる書類が多く含まれ、大変貴重な歴史資料である。同資料には、

「三月四日二二・一〇頃室戸岬附近ヨリ侵入セル敵B 29一機ハ四国東部ヲ経テ東北進シ大阪上空ニ至リ同三十分頃伝単ノミヲ撒布シ奈良県吉野北方ヲ三重県南部ヲ経テ熊野灘ヨリ洋上ニ脱去セリ」と記されている。この日伝単が撒かれた地域は大阪市北部が中心で、吹田署管内でも吹田市浜田町・田中町(いずれも現在の内本町一丁目)と三島郡山田村(現在は吹田市区)で一四〇〇枚(二種類)が回収されたと記録されている。どちらも空襲に対する避難勧告といった内容で、文言(全文)は以下のとおりである。

「此のリーフレットは爆弾であり得たのだ。工場、鉄道、港湾等の軍事施設に近寄らぬ様諸君に警告する。軍閥がこの無益の戦争に結末をつけるまでは幾度となく各軍事施設を爆撃するのである。軍事施設に近寄るな！」

「工場軍事施設、発電所、鉄道、停車場等に絶対近寄るな、人民を害するのが米国の目的ではない。併し日本軍閥を無力にするには軍需工場を皆破壊しなければならぬ。出来る丈軍事施設のみを爆破する。併し地方の人も怪我をしないとほかざらない。日本の軍閥が此の戦争を始めたと云ふ事を覚えて居て貰ひたい。軍閥が始めた戦争の後始末を米国がする。念の為もう一度忠告す。軍事施設に近寄るな。」

特別陳列では五種類六枚の伝単(実物)を出品したが、残念ながら吹田で撒かれたそれを展示することは出来なかった。

伝単の撒布は日本本土への空襲とともに幾度も行われたが、すぐに警察が回収し、また所持していると罰せられたため、伝単の実物が残っていることは稀であり貴重な資料といえるだろう。

伝単はもともと中国語で「ピラ」を意味し、いつの頃からか戦争における宣伝謀略ピラやニュースなどの印刷物の俗称として使われるようになったといわれている。

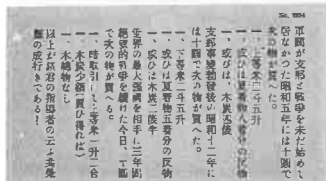
米軍が日本側に撒いたものだけでなく、日本軍も多くの伝単を作成した。南太平洋地域に駐留する連合国側の兵士に向けたもの、中国に対して作成した謀略ピラ、また東南アジア諸国で撒いたものなどがあった。逆に中国



米軍作成の空襲予告の伝単
 『秘録・謀略宣伝ビラー太平洋戦争の
 “紙の爆弾”』より



連合国軍作成の対日本兵投降用ビラ
 『秘録・謀略宣伝ビラー太平洋戦争の
 “紙の爆弾”』より



米軍が日本本土へ撒いた十円札を模した伝単(表・裏)
 『秘録・謀略宣伝ビラー太平洋戦争の
 “紙の爆弾”』より

が日本軍兵士に向けた反戦伝単、中国人民に抗日を訴えたものなど、さまざまな立場からの宣伝工作に用いられたといえよう。戦争の空爆や銃砲撃による破壊や殺傷ではなく、心理戦のひとつの方法として謀略放送とならんで使われた「紙」が伝単なのである。その内容は多岐に渡り、一説に太平洋戦線だけでも推定十数億枚といわれているが、種類や枚数などの実態を把握することは不可能に近い。その理由は伝単が国家の最高機密のひとつであったためであろう。

アメリカをはじめとする連合国側が作成した伝単は、前線の日本軍兵士へ向けた投降勧告ビラも、日本本土へ

の空襲とともに撒かれた伝単も、どちらも具体的な文章で、日本の敗戦の必然性や生命の尊さを説いたものが多くみられる。カラー刷りは少なくイラストの美しさはないが、説得力のある理性的な文章で、連合国軍と日本軍の兵力の明確な格差や、報道管制下の日本人が知らされていない具体的な事実などを、そこに記したのである。日本国内へ撒かれた伝単の多くは先述した空襲予告や避難勧告の類であるが、日本軍部の指導者批判や、敗戦が確実となった日本の状況を説明しているものも少なくない。その意味で、戦地で日本軍兵士へ向けて作成された『落下傘ニュース』や『マリヤナ時報』などの新聞類も含め

た連合国側作成の伝単は、大変貴重な戦時資料といえる。一方、日本軍作成の伝単はビジュアル的には連合国軍側のそれより優れていたという評価がある。そのほとんどがカラー刷りの美しいイラストであり、なかには二つ折りや三つ折りの「マジック伝単」（仕掛伝単）も存在した。「マジック伝単」とは、開く前の状態は好印象を与えるイラストが、開いた途端に逆に戦意を喪失させるような内容のイラストに変わってしまうというものであった。それらは画家や漫画家などに加え、作家や評論家などの助言や協力を得て作成されたものである。その内容は、連合国側の作成した伝単が理性に訴えるものが多かったのに対し、連合国軍兵士へ向けたビラは、論理的な文章ではなく感性に訴えるものが目立ち、対照的であったといえる。前線の兵士に対して、恋人や家族への郷愁を語りかけたものや、性欲や食欲をかき立てるようなものまであった。このような内容の相違は、それぞれの国の国民性を意識して作成されたことを示していると考え、連合国側の伝単に描かれたイラストが日本的な印象を与え、逆に日本軍作成のものが欧米的なタッチになっているところが興味深い。

いずれにせよ一枚一枚の伝単が語っているものは、戦争という時代の生々しい情報であり、それぞれの情報の

内容についての細かな分析が必要となるが、その存在自体が戦時宣伝の研究材料として貴重であろう。小稿は筆者の力量不足と紙数の関係上、伝単という戦時宣伝用のビラがあったことを若い世代の人々に知ってもらうことに重点を置かせていただいた。伝単が如何にして作成されたか、どのような人々によって作成されたかなど、より詳しく伝単の作成経緯について知りたい方は、後に挙げた二冊の参考文献をご覧いただきたい。

伝単は、その希少性ゆえ戦争の陰の部分に光をあてるという意味からも、後世へ伝えなければならない大切な戦時資料であるう。

（たぐち やすひさ・吹田市立博物館学芸員）

《参考文献》

鈴木明・山本明編著『秘録・謀略宣伝ビラ―太平洋戦争の「紙の爆弾」』講談社（一九七七）

平和博物館を創る会編『紙の戦争・伝単―謀略宣伝ビラは語る』エミール社（一九九〇）



オーストラリア軍兵士へ向けた日本軍作成の伝単
「紙の戦争・伝単—謀略宣伝ビラは語る」より



前線の兵士に向けた日本軍作成の伝単
「紙の戦争・伝単—謀略宣伝ビラは語る」より



前線の兵士に向けた日本軍作成の伝単
「紙の戦争・伝単—謀略宣伝ビラは語る」より

図書館所蔵の伝単

関西大学図書館には伝単が2種類あります。

- ① 『伝単』 50点 N8C2/210.7/19
- ② 『米国空襲予告ビラ』 110点 N8C2/210.75/1

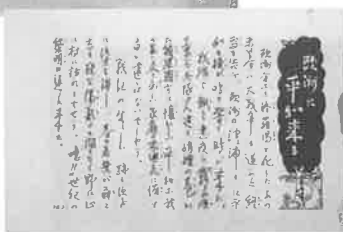
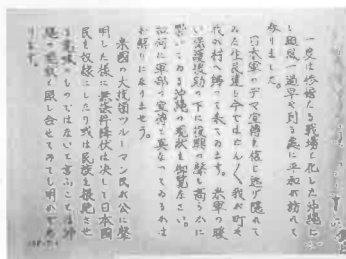
* N8は書庫の本、C2は準貴重書

太平洋戦争末期に、米軍機が空から撒いた宣伝ビラであるが、これを拾って所持することすら「非国民」として罰せられた。

こういった形で原物が残っていることが、貴重な史料であると言える。

敗戦後60年近くたって、戦争の悲惨さ、過ちへの意識が薄れてきている現在だからこそ、反戦の意識を風化させないためにも原物史料のもつ重さを強調したい。

(仲井 徳)



本のいろいろ ③ 関大図書館―絵入本 2―

仲井

徳

絵入本のつづき

『伊勢物語』は絵入本として、近世のわが国文学の方向性を規定したとも言えるが、一方で「絵が主で、文が従」のいわゆる絵本もある。

子どもの絵本がそれであるが、絵本は赤本、黒本、青本と子どもの本から大人の本へ変遷する。さらに大人がその方法を取り込んだのが洒落本、黄表紙、合巻などの分野である。

赤本『文福茶釜』『猿蟹』

中本(十八cm)の丹(赤)表紙による初期草双紙。

絵本『絵本常盤草』(三冊) 721.8/N7/18-1/3

西川祐信画、享保十六年(一七三二)発行の絵本。西川祐信は上方浮世絵の始祖、関大には西川祐信を七十余点所蔵している。

絵入本は次のとおり分かれる。

ア 物の本(学問の本の意、物の本屋・本屋仲間)で出版する)

豊臣秀頼の『帝鑑図説』慶長十一刊(一六〇六)、六冊が初期のもの

イ 絵入り物語(挿絵、文が主、草紙屋・地本問屋)で出版する。規制なし)

『伊勢物語』慶長十三刊(一六〇八) 二

冊が初期のもの

御伽草子『鉢かつぎ』一冊、『絵本常盤

草』三冊 721.8/N7/18-1/3

浮世草子『好色一代男』八冊

数学書『塵劫記』三冊 多色刷りの初め

(赤緑黄黒)

ウ 絵本(絵画が主)

赤本、黒本、青本『文福茶釜』『猿蟹』

洒落本『江戸生艶気樺焼』、黄表紙『金々

先生栄花夢』

合巻『修紫田舎源氏』、滑稽本『東海道中

膝栗毛』など

エ 画手本(文人が画を習う手本)

『画本手鑑』六冊 721.4/O2/3-1/6

* 目録『関大図書館蔵 大坂画壇目録』に約三〇〇点紹介してある。

ところで、江戸時代はなんでも形式の時代であった。本の世界でも学問の本は大きいサイズの大本とその半分の中本(物の本屋で売られた)、小説類は半紙本とその半分の小本(草紙屋でうられた)と内容に合わせた大きさがあった。

他に、主に和歌を記した四角い枡型本、奈良絵本の横本、懐に収めることの出来る袖珍本等がある。

(神戸女子大学教員・元関西大学図書館員)



(関大図書館所蔵)



横浜事件再審開始決定をめぐって

森井 暲

一、はじめに

再審開始決定までのおおまかな経緯

治安維持法下の最大規模の言論弾圧事件とされるいわゆる「横浜事件」で二〇〇三年四月十五日、横浜地裁は再審開始の決定を下した。有罪判決から実に五十八年、元被告人らは全員死亡してしまっている。これまでも長いにわたって再審請求が行われてきたが、あまりにも長い時の経過と記録や証人の乏しさによって請求は拒まれ続けてきた。第一次再審請求の棄却決定書の文言の中には、「元判事は被告人の氏名も覚えていないありさまで、証人尋問をしても得るところがなかった」といった記述も

見られ、結局、横浜地裁は、「資料や記録がなく、有罪認定に合理的な疑いを抱かせるに足りる蓋然性が判断できない」として、請求人側の主張を退けた。第二次再審請求では、請求人である元被告人らの遺族は、原判決の証拠欄に訴追原因となった論文の記載がないことをとらえ、裁判所は論文を調べなかったと主張したが、「論文の内容を検討しないはずがない」との理由で再び請求は棄却されてしまったのである。

今回は第三次の再審請求であったが、弁護団は全く新たな視点から、治安維持法の失効時期を根拠にする方針を採った。開始決定の詳細は後述するとして、この新たな問題提起が結果的には功を奏したことになる。即ち、

横浜地裁は、資料が存在しない場合、それを理由に請求を棄却することはできないとの判断の下に、免訴を言い渡すべきだと結論づけたのである。元被告人らに対する拷問の有無をいわずに棚上げにしたまま、元被告人らの名誉回復への道を選択したといえよう。

似たような事例は過去にもなかったわけではない。連合国による新聞発行停止指令に違反したとされる事件で、東京高裁が一九五七年、再審請求を棄却した第一審の決定を破棄して免訴判決を言い渡した例がある。既に最高裁が同種の事件で指令の根拠となる政令が講話条約発効で失効したと判断していたことを、同高裁は「新証拠」と評価したうえで、「事実認定を不当とする一定事由がある場合に、再審請求を限定するのは誤り」であるといっている。今回の横浜地裁もこれと同じ立場に立って、「法律解釈の問題は再審請求の対象外」とする検察側の主張を退けたことになる。

二、横浜事件の概要

いわゆる横浜事件には当時の社会情勢と関連する複雑な背景があるが、「世界大百科事典」では、次のように書かれている。「一九四二年（昭和十七）九月におこった二つの治安維持法違反事件にはじまる思想弾圧事件。

同年の（改造）八月、九月号は、細川嘉六の（世界史の動向と日本）と題する論文を掲載したが、発売後、大本営報道部長谷萩少佐は、新聞紙上で、同論文は共産主義にもとづく敗戦主義であると論難し、これが口火となって細川は検挙された。一方、アメリカから帰国した世界経済調査会の川田寿は、アメリカ共産党と関係ありと推測されて、横浜で検挙された。この二つの事件は本来なんの関係もなかったが、たまたま川田の関係者として検挙された平館利雄が（改造）（中央公論）などの記者とともに細川と富山県泊温泉に旅行したところから、（泊共産党再建事件）としてフレーム・アップされ、四三年から四五年春までに、三十名余のジャーナリスト、研究所員、会社員などが検挙された。いずれも横浜地方検事局の拘引状をたずさえた神奈川県特高警察によって検挙されたので、横浜事件と呼ばれているが、むしろ治安維持法違反の名目でフレーム・アップされた複数の思想事件とみるべきである。被検挙の主体は（改造）（中央公論）（日本評論）などの総合雑誌編集者であったが、以上の総合雑誌は国をあげての戦争熱狂の風潮のなかで、わずかに理性的な立場を失わなかったほとんど唯一のマス・メディアだったからである。戦争に狂奔して、ジャーナリズムを（紙の弾丸）化しようとしていた軍官僚に

とつてはこれらの存在は許せることなく、四四年七月十日、横浜事件を口実として、半世紀の歴史をもつ中央公論社と改造社に解散を命じ、へ理性と良心の最後のとりでへは、圧殺されたのであった。たんに戦争に批判的であつたにすぎない編集者を、共産系の敗戦主義者として起訴するために、猛烈な拷問がおこなわれ、中央公論の浅石晴世、和田喜太郎は死亡、その他出獄後死亡した者も二人を数える。他の被告人は戦後の九月から十月にかけて、一律に懲役二年、執行猶予三年ということで釈放された。その後、旧被告人たちは、拷問警官を告訴したが、有罪となつたのは警部一名にすぎない。事件は東条英機のへふところ刀へと呼ばれた唐沢俊樹内務次官の筋書きだつたといわれている。」

横浜事件の被検挙者は、研究所員や評論家を含めた編集者を中心であり、ジャーナリストであるところに特徴があつた。したがつて被疑事実とされている内容は多岐に分かれ、その間の連関はほとんどなかったといつてよい。強いてその共通性を挙げるとすれば、それは増大する戦況の不利と、国内情勢の不安によつて凶暴化した警察権力が、軍国主義的絶対権力を笠に着てジャーナリズムの抵抗線に襲いかかったというほかはあるまい。

事件のとつかりになつたのは、たつた一枚の記念写

真だつたといわれている。「世界大百科事典」の記述にもあるように、そもその発端は一九四二年九月十一日、アメリカから帰国した世界経済調査会の川田寿の検挙であつた。神奈川県特高課は川田を厳しい拷問にかけ七人の友人・知人らを検挙した（四十三年一月二十一日）。

一方、警視庁は川田の検挙とは全く関係なしに、評論家の細川嘉六を四十二年九月十四日治安維持法違反の容疑で検挙していた。川田の関連で検挙された七人のなかに同じ世界経済調査会（川田は同会の資料室長）の高橋善雄が含まれ、同県特高課は四十三年五月十一日、高橋の線から満鉄調査部の西沢富夫ら五人を検挙。このとき西沢の自宅から一枚の写真が押収された。写つていたのは細川・西沢ら七人の人たちであつた。細川が自著の出版記念をかねて、日頃世話になつてゐる編集者らを招き、故郷の富山県泊の料亭で一席をもうけ全員で記念写真を撮つた。押収写真はそのうちの一枚で、同県特高課は写真を手がかりに細川の宴席を共産党再建準備会議に仕立て上げ、細川・川田・高橋らを強引に結びつけていった。これ以後、被検挙者はへ改造へ中央公論への編集者などを中心に数十人に及んだが、いずれも根拠のない共産党再建に関係したとされた。とくに横浜事件の総合雑誌記者たちについていえば、抵抗したから弾圧されたり投

獄されたのではなく、むしろ軍部と戦争に心ならずも追
随しながら、弾圧や投獄という憂き目にさらされたこと
ろにこそ大きな問題があったというべきであろう。

横浜事件は、幸徳秋水事件や二・二六事件につぐ大事
件であるにもかかわらず、その割には一部の関係者によ
つてしか書かれていない。しかもその書かれ方は、被害
者の立場だけに中心が置かれているように思われる。こ
れらの人々の書いている内容は、横浜事件は「神奈川県
特高警察のデッチ上げ」という点で完全に一致している。
デッチ上げがあったことはまさしく事実だったのである
う。ただ横浜事件では、総合雑誌編集者以外にも多くの
人々が検挙されているにもかかわらず、それらの人たちは、
あまり横浜事件について語っていない。その理由として
考えられることは、横浜事件をデッチ上げと思ってい
たのは総合雑誌編集者たちだけで、それ以外の人たちは、
権力に対する抵抗感覚をもち、むしろ治安維持法に
違反したという自覚の方が強かったのではないか。だから
こそ、これらの人々は、総合雑誌編集者たちのように
声を大にしてデッチ上げの不当を叫ばなかったのではな
いか。もしそうだとすれば、横浜事件の全貌を明らかに
するためにはもっと多角的に検証することが必要となる
う。

三、横浜事件再審開始決定について

今回の再審請求書の原審となったのは、「昭和二十年
八月二十九日に小林英三郎に対し、同月三十日に由田浩
及び高木健次郎に対し、同年九月十五日に木村亨及び平
利雄に対し、それぞれ横浜地方裁判所が言い渡した有罪
の確定判決」である。

(一) 再審請求の要旨

再審請求の要旨は次の通りである。①木村亨らは、昭
和二十年八月二十九日から九月十五日の間に治安維持法
違反の罪で有罪判決を受けたが、それ以前の八月十四日
にポツダム宣言が受諾されたことよつて、原判決時に
は治安維持法は廃止又は失効していた。したがつて、木
村らに対しては無罪又は免訴の判決をすべきである(再
審理由①)。②原判決は、「コミンテルン」及び「日本共
産党」の目的遂行を犯罪行為と認定したものであるが、
本件行為時には日本共産党の組織は消滅していた。した
がつて、木村らの行為は構成要件該当事実を欠き、犯罪
が成立しないのであるから無罪の判決をすべきである
(再審理由②)。③原判決は、木村らの自白に基づいてい
るが、当該自白は拷問ないしその影響下になされたもの
であつて、信用性を欠くので無罪の判決をすべきである

(再審理由③)。④いわゆる横浜事件のうち、本件とは別件に当たたる事件については、捜査に關与した司法警察官が特別公務員暴行傷害罪で有罪の判決を受けており、これをもつて本件も捜査に關与した檢察官が、被告事件につき職務犯罪を犯したことが確定判決により証明された場合に当たるといえる。よつて無罪の判決をすべきである(再審理由④)。

(二) 本件再審請求が不適法とする檢察官の主張について

檢察官は、小林英三郎及び由田浩の請求に關し、原判決膳本の添付がなく不適法であるから、各再審理由を判断する以前に、請求は棄却されるべきであると主張した。

旧刑事訴訟法四百九十七條は、「再審ノ請求ヲ爲スニハ其ノ趣意書ニ原判決ノ膳本……ヲ添ヘ之ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ」と規定しているので、本件各請求には判決膳本の添付がないので、形式的にみれば請求は法律の規定に反しているといえる。しかし、原判決が保存されておらず、請求人がその膳本を取得することが物理的に不可能であるなど、請求人の責めに帰すべきでない特殊な事情がある。そこで裁判所は、かかる特殊な事情がある場合には、関係資料から再審理由の有無を判断できる程度に原判決の内容を推認できるのであれば、原判決の膳本の添付がなくとも再審の請求は適法なものとして認

められると判断し、再審理由①との關係では檢察官の主張は理由がないものとした。

(三) 再審理由①の争点について

再審理由①に關する争点の一つは、昭和二十年八月十四日にポツダム宣言を受諾したことにより治安維持法一条、十条が実質的に失効したといえるかどうかであり、第二の争点は、仮に治安維持法一条、十条が実質的に失効していたとして、それが旧刑事訴訟法四百八十五條六号の再審理由に該當するといえるかという点である。

第一の争点について、請求人及び弁護士は、日本が八月十四日にポツダム宣言を受諾したことにより、国家体制が革命的に轉換され、旧憲法をはじめとした国内法秩序もそれにしたがつて変革したと主張する。また、弁護人の援用する大石真の鑑定書にも、ポツダム宣言の国内的効力について、「通常時における国際法と国内法の關係に當て嵌めると、ポツダム宣言の受諾により、その条項が直ちに国内法化されるという意味において、わが国内法秩序に対するいわば物權的な法的効果が生じたということにはならない」が、「そもそも、占領管理体制の下では、通常時における国際法と国内法との關係をめぐる法理をそのまま当て嵌めることはでき」ず、「占領管理体制の基礎をなす国際約束は、實質上、被占領國

の国内法秩序の重要な構成要素になると考えられる」とし、「わが国はポツダム宣言の受諾によりそのような占領管理体制の下に置かれたのであり、連合国最高司令官にその具体的実施が委ねられた同宣言は、そのまま国内法としての意味をもつという意味において、その受諾により直ちにわが国内法秩序に対する影響・効果が生じた」と解すべき旨述べられている。

一方、検察官は、ポツダム宣言は日本がこれを受諾した八月十四日の時点では法的効力を生じておらず、かつ、九月二日の降伏文書の調印により法的な効力を生じた以降においても、日本は国際的に法秩序改変の責務を負ったにすぎず、直ちに国内法秩序改変の効果は生じていないと主張している。また、検察官の提出した浅古弘の鑑定意見書では、ポツダム宣言は九月二日の「降伏文書の署名をもって正式に法的効力を生じ」、国際法的な観点からみても、「国内法としても、ポツダム宣言と降伏文書は法的拘束力をもった」とされている。

(四) 裁判所の判断

(1) ポツダム宣言の国内法的効力

裁判所によれば、ポツダム宣言は無条件降伏を日本に対し勧告する内容のものであり、いわば緊急状況下における交戦国間の合意であって、その性質や受諾がなされ

たのち降伏文書に署名がなされるまでの経緯などに鑑みれば、受諾がなされたときより戦争終結の条件とされた条項については、当事国間において少なくとも国際的な拘束力を生じるに至ったと考えられ、その後になされた降伏文書への調印等は、ポツダム宣言の受諾がなされた事実を確認する意味合いのものであったとされている。もっとも、日本がポツダム宣言を受諾し、その内容とするところにつき対外的な義務を負うに至ったとしても、弁護人の主張するように国家体制が革命的に転換され、直ちに旧憲法をはじめとした国内法秩序もポツダム宣言の内容とする諸原則にしたがって変革が生じたことには疑問があるとしたうえで、受諾をもって革命が生じたとするのは理論的飛躍であり、これを直ちに是認することはできないとした。

また、大石鑑定が、日本が占領管理体制下に置かれたことにより事実上ポツダム宣言が国内法的影響をもったと評価することは妥当だとしながらも、その論拠については、十分に説得的な説明がなされているとまでは言い難いとしている。

しかしながら、国内における事象に目を向ければ、天皇は、八月十四日にポツダム宣言を受諾するとともに終戦の詔書を発し、ポツダム宣言を受諾したことを国内的

にも公示している。旧憲法下における天皇の地位・権限に照らせば、国内法的には、緊急状況下における非常大権の一環として、天皇が少なくとも勅令に準ずる権限を行使したと解するのが相当であるとした。

(2) 治安維持法の効力

ポツダム宣言は八月十四日の時点で国内法的にも効力を有するに至ったと解されるが、そうであつても、治安維持法が実質的に失効したといえるかについては当事者間に争いがあつた。

請求人及び弁護人は、ポツダム宣言の内容と抵触する治安維持法の諸規定は効力を失つたと主張するのに対して、檢察官は、ポツダム宣言が国内法的効力をもつことを前提とした主張はしていないが、浅古鑑定を提出しており、これと同様の主張をしているものと思われる（浅古鑑定は、ポツダム宣言が国内法的な効力をもつことを前提としたうえで、受諾後も、政府は治安維持法を存続活用することに疑念をもたず、治安維持法は十月十五日に廃止されたとしている）。

裁判所は、ポツダム宣言は治安維持法等の法規の改廃を直接に要求するものとは言い難いが、これが国内法化されたことにより、これと抵触するような行為を行うことは許されない状態になつたと判断し、本件で木村

亨らに適用された治安維持法一条、十条はもはや存続の基盤を失つたというべきであるとした。

これに対し檢察官は、ポツダム宣言受諾後に連合国により発せられた「政治的・民事的及宗教的自由ニ対スル制限ノ撤廃ニ関スル覚書」等においても、治安維持法が効力を有していたことを前提とした記載がなされており、これはポツダム宣言受諾後も治安維持法が効力を有していたことを連合国が了解していたことを示すものであると反論していた。裁判所は、実質的に効力を失つたと解される条項についても、形式的には存続していたのであるから、「覚書」にそのような記載があつてもなんら不自然ではないとして檢察官の主張を退けている。

(3) 免訴を言い渡すべき場合に当たるとする主張について

裁判所は、上記のように、治安維持法一条、十条はポツダム宣言の受諾により実質的に失効したとして、このような事態は旧刑事訴訟法三百六十三條2号が免訴事由として定める「犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ」に当たると判断した。

これに対し檢察官は、再審制度は事実誤認に対する救済のための制度であり、本件のような法律の実質的効力如何といった法の解釈・適用に関する問題は、再審事由

とはなり得ず、法の解釈・適用に誤りがあつた場合の救済制度である非常上告の対象となりうるに過ぎないと主張した。

この点について裁判所は次のように判断した。確かに、再審制度は本来事実誤認に対する救済のための制度であり、一般的に法の解釈適用についての誤りが存することを理由として再審の申立てがなされることを法が予定しているとは解されない。その意味では、検察官の主張も十分考慮するに値する。しかしながら、旧刑事訴訟法上の免訴事由には、刑の実質的な廃止のあつた場合も含まれると解され、免訴事由のある場合も再審理由として規定されており、法の文言に反してまで、再審理由としての免訴を言い渡すべき場合から刑の実質的廃止がなされた場合を除くべきと解する理由はない。実質的にみても、これを認めなければ、本件のような事案では有罪判決を受けた者が積極的に救済を求める手段がなくなつてしまうことになるが、そのような結論は衡平の観点から問題があるといわざるをえない。そうすると、再審理由としての免訴を言い渡すべき場合には、通常の免訴事由と同様に刑の実質的な失効の場合を含むと解すべきであり、本件における治安維持法一条、十条が実質的に失効したことも再審理由に当たるとすべきである。

なお弁護人は、弁論終結時あるいは判決時に治安維持法が失効していたのであるから、本件は、罪とならず、あるいは犯罪の証明がない場合に当たり、無罪判決をすべきとの主張もしている。しかしながら、治安維持法の効力を上記のように解したとしても、犯罪とされる行為の後に法が失効したにすぎず、これを無罪とする理由はないとして、裁判所は、この点の弁護人の主張を退けている。

以上のような検討を経て、裁判所は、免訴事由に関する再審理由①には理由が認められるとし、再審理由②ないし④については判断するまでもなく、旧刑事訴訟法五百六条一項により再審開始の決定を下したのである。

四、まとめにかえて

今回の横浜地裁の再審開始決定は、再審請求の事案に新たな視点を呈示したという点において、画期的とまでは言えないまでも、大きな意味をもつ裁判と評価することができらるであろう。

請求人らの真意からすれば、何よりも、横浜事件は警察権力によるデッチ上げであり、その基礎となつた自白は警察官の拷問により強制されたもので虚偽であつたところこそ解明して欲しかつたはずである。その意味では、

元被告人らに対する拷問の事実を棚上げすることなく、正面から「事実認定の誤り」が再審理由として取りあげられることが望まれていたといえよう。しかしながら、この道は、冒頭にも記したとおり、時の経過と記録や証人の乏しさなどによって阻まれつづけてきた。今回の再審開始決定が「法令適用の誤り」を理由としたことは、確かに異例のケースであり、請求人らの真意から多少はずれるところがあるにもせよ、再審開始の決定をちとつた意義は大きいといわなければならない。

従来から、再審は「開かずの門」といわれ続けてきた。この流れに大きな転機を与えたのが、一九七五年のいわゆる最高裁「白鳥決定」である。この決定で最高裁は、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則（最高裁は「鉄則」と表現）は、再審事件にも適用があることを認めた。再審請求の理由は、刑事訴訟法四百八十五条六号では無罪・免訴を言い渡す「明らかな証拠をあらたに発見したとき」とされているが、白鳥決定は、証拠の「明白性」や「新規性」にこだわる従来の証拠判断を批判し、新旧の証拠を「総合評価して」判断すべきだとする柔軟な解釈を示した。これ以降、弘前大教授夫人殺し事件をはじめ、財田川事件、免田事件、松山事件など再審開始が相次ぎ、再審の流れが変わったという評

価もなされたことは事実である。しかし、近年は、日産サニー事件、狭山事件などの重大事件で再審請求が棄却される事例が目立ち、再審請求審の流れは再び厳しい状況に逆戻りしたといわざるを得ない。これら再審請求事件のほとんどは「事実認定の誤り」を理由としていた。

今回の再審開始決定は「法令適用の誤り」を理由としている点で、あくまでも異例のケースであり、一挙に再審の流れを正すものとはまではいえないにしても、従来、法解釈の問題は再審になじまないとされてきた流れに一石を投じたことは間違いないであろう。

今後、検察官の即時抗告では、鑑定書は一つの学説であつて新事実とはいえないといった反論も予想されるが、ともあれ再審への道はほぼ確実なものとなった。再審裁判の法定において、警察権力によるデッチ上げや自白は拷問によつて得られたという横浜事件の実態が明らかにされることを強く期待してやまない。

〔参考〕

治安維持法

第一條 国體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知り

テ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十條 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

旧刑事訴訟法

第三百六十三條 左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

- 一 確定判決ヲ經タルトキ
 - 二 犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ
 - 三 大赦アリタルトキ
 - 四 時効完成シタルトキ
- 第四百八十五條 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ有罪ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ニ對シテ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得
- 六 有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ無罪若ハ免訴ヲ言渡シ、刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ刑ノ免除ヲ言渡シ又ハ

原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ

(一)ないし五号及び七号は省略)

第四百九十七條 再審ノ請求ヲ爲スニハ其ノ趣意書ニ原判決ノ謄本、證據書類及證據物ヲ添ヘ之ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

第五百六條 再審ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ再審開始ノ決定ヲ爲スヘシ

再審開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ決定ヲ以テ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

(もりい あきら・名誉教授)

●図書館にある横浜事件の書籍●

- 1 言論の敗北・横浜事件の真相 美作太郎、藤田親昌、渡辺深共著 三一書房、1959 (三一新書 181)
- 2 横浜事件…三つの裁判…十五年戦争下最大の言論・思想弾圧事件 小野 貞、大川隆司著 高文研、1995
- 3 戦時の国民生活 住谷悦治編 汐文社、1975 (現代史の証言 2)
- 4 横浜事件の人びと 中村智子著 田畑書店、1979
- 5 横浜事件 美作太郎、藤田親昌、渡辺 潔著 日本エディタースクール出版部、1977
- 6 横浜事件の真相…つくりられた「泊会議」 木村亨著 筑摩書房、1982

- 7 細川嘉六獄中調書・横浜事件の証言 森川金寿編著 不二出版、1989
- 8 横浜事件…元「改造」編集者の手記 青山憲三著 希林書房、1986
- 9 横浜事件・妻と妹の手記 小野 貞、気賀すみ子著 高文研、1987
- 10 横浜事件資料集 笹下同志会編 東京ルリユール、1986
- 11 横浜事件の真相…再審裁判へのたたかい 木村 亨著 笠原書店、1986
- 12 日本ファシズムの言論弾圧抄史…横浜事件・冬の時代の出版 弾庄 畑中繁雄著 梅田正己編 高文研、1986
- 13 横浜事件 黒田秀俊著 学芸書林、1976

本のいろいろ④ 関大図書館—絵巻物—

仲井 徳いぶら

絵巻物の発達は洋の東西を問わず本（冊子）の形に先んじて行われた。印刷と違って手書きのものを写本というが、西洋の図書館・博物館ではManuscriptとして大切にしている。

ちなみにKOAALAで「絵巻物」を検索すると三十一件ヒットする。

絵巻物は次のように分けられる。

① 縁起物（仏祖や寺院・神社の由来）

【高野大師行状図絵】十巻

【あたごの本地】三巻 C913.4/A1/1-1/3

*Cは貴重書

【伴大納言絵詞】三巻

② 物語絵・御伽草子

【源氏物語絵巻】現存四巻は国宝、【文正ぶんしょう】

一巻

③ 風俗、諸行事・祭礼

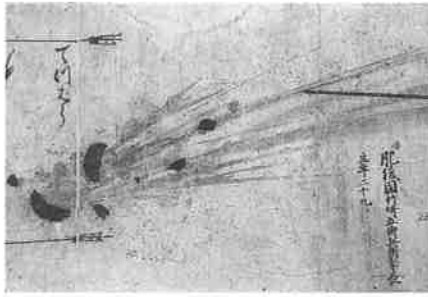
【吉原十二時】一巻、【鳥獣戯画】四巻

④ 軍記（合戦もの）

【平治物語絵巻】現存三巻は国宝、【蒙古襲

来絵詞】二巻

【日本絵巻物全集】F4/721.208/N1-24に詳し



「てつぼう」の図（関大図書館所蔵）

い。

さて、『伴大納言絵詞』は伴善男の応天門の変を描いたもの。黒田日出男著「謎解き伴大納言絵巻」K721.2/クが面白い。

また、『蒙古襲来絵詞』は竹崎季長の奮闘図であるが、十三世紀末、鎌倉時代の元寇（文永・弘安の役）で文永の役の時、武将・竹崎季長が自身の活躍を描かせたといわれる。図中の「てつぼう」は迫力がある。

「てつぼう（鉄炮）」：爆弾のようなもの。直径十四cm、厚さ一・五cmの陶器製で、丸いお茶碗を二つ合わせた中に火薬などを詰めて相手に投げつけ炸裂させる。

とくに馬を驚かせるのに効果があったみたい。二〇〇一年十月に、長崎県沖合いの海底から元船の一部とともに「てつぼう」も三点発見され、うち完全な形をとどめていた。

（神戸女子大学教員・元関西大学図書館員）

韓国若者のインターネット文化

李 正 熙

人気のオンラインゲーム

今年八月九日六ヶ月ぶりに韓国に帰省した。韓国に帰ればいつも両親の家に泊まる。日本にいる際、韓国の友人と仕事関係の連絡は安く、早く、確実なインターネットを使うことになってきて、韓国に帰ってもその連絡はインターネットに頼らざるを得ない。しかし、残念ながら私の両親の家にはパソコンが置かれていない。三人兄弟はみな結婚して巣立ちをしたから、以前使ったパソコンは故障して放置されたままにある。

そのように窮地に追い込まれた私を救ってくれるところが「PC房^{ルーム}」であった。最近日本でも「PC房」が登

場して見知らなくないだろう。韓国の「PC房」は普通十一二十坪の広さにパソコン二十一三十台が設けられていて、二十四時間営業するところが多い。利用料金は大体一時間当り百円程度で、時間が経てば料金も上がる。「PC房」にはプリンターも設置されて、必要な場合は一枚五円で出力してもらえらる。

韓国にいけば大変忙しく故郷の大邱^{デグ}のみならずソウル、釜山^{プサン}にも足を運ぶ。最近まである韓国の新聞社にコラムを書いてきて、その締め切りを守ることが大変だった。用事が出来てあちこち移動する時は、原稿を書くことが難しく、全国に散らばっている「PC房」が私の作業室になる。さて、「PC房」を利用するたびに中・高・大

学生をよくみかける。「PC房」を訪れる顧客の約七割程度は彼らが占めているように見える。彼らの間にはインターネットで検索しながら勉強する学生をたまに見かけるが、ほとんどはゲームをやっていた。

筆者はオンラインゲームに門外漢であるため、彼らが熱心にキーボードをたたく姿を見て、楽しいことをやっているなどと思うだけであった。ある学生は二―三時間続けてゲームを楽しんでいた。韓国で毎日主なオンラインゲームサイトに接続してゲームを楽しむ人は二百万人とも言われる。各家庭で一人オンラインゲームを楽しむ人を含めると、三百万人以上になるそうである。三百万人を年齢別に分けた統計はないが、推測出来るような統計がある。一九九九年から正式にサービスを開始した韓国の大手ゲーム会社の「ハンゲーム」は、現在約二十一万人の会員を有している。会員の年齢は十代が一八%、二十代三七%、三十代二五%、四十代以上二〇%になっている。十代と二十代を合わせれば、全体の五割を超える。三十代まで囲い込めば八割を占める。すなわち、韓国のオンラインゲームは十代から三十代までの年齢層が主な顧客といっても過言ではないだろう。

さらに、最近「PC房」よりもっと進んだ「ビデオゲーム房」が急速に拡がっている。「ビデオゲーム房」は

「PC房」より華麗なグラフィックとサウンドのいいゲームが楽しめる長所をもっていて、利用料が高いにもかかわらず、大きな人気を集めている。

このような若者の奇怪なゲーム熱中は韓国のオンラインゲーム産業を発達させている。韓国のオンラインゲーム最大手の「NCソフト」は三二十万人の会員を抱えている。それぞれの会員は同会社に毎月二十五ドル（約三千円）を払っている。「NCソフト」の二〇〇三年一月から三月までの売上高は三十七億四千万円で、そのうち経常利益が十二億二千万円に上る高付加価値を達成している。これまで韓国でのゲーム産業はソニーの「プレイステーション2」、MSの「Xbox」、任天堂の「ゲームキューブ」などの家庭用ゲーム機をめぐる市場争奪戦が繰り返されてきたが、最近オンラインゲームが人気を集めていて、オンラインゲームがまもなくゲーム機を上回るだろうと、ゲーム専門家は予測している。最近、日本のゲーム産業は停滞しているが、その原因の一つが韓国のようにオンラインゲームが流行していると指摘されていることは、それをよく裏付けている。

韓国のオンラインゲーム大手は相次いで日本に進出しオンラインサービスを開始している。一部のオンラインゲームは日本人の間で人気が高い。日本ばかりではない。

中国に進出しオンラインゲーム市場の七・八割を独占しているという。たとえば、ゲーム大手の「ウェブジン」が今年上半年期中国から稼いだロイヤルティ収入は約四億円に上り、今年だけで九億四千万円を見込んでいる。韓国のオンラインゲームは台湾、タイ、シンガポールの若者にも人気を集めており、それぞれの政府は韓国発オンラインゲームの拡散を警戒しているほどである。このような韓国のオンラインゲームの発達にしがたって、世界の有名なゲームメーカーが韓国に研究所を相次いで新設している。マイクロソフト社は韓国で稼げる年間収入が二億ドルにすぎないが、オンラインゲームソフト開発に五億ドルの投資を決めたという。

このような韓国のオンラインゲームを支えるのはブロードバンドの高い普及率にある。今年九月発表された国際電気通信連合（ITU）の報告書によれば、韓国のブロードバンド（高速大容量）通信人口は人口百人当たり利用者は二十一人で世界一であった。香港とカナダがそれぞれ十五人と十一人で二位と三位を占めた。ちなみに日本は七・一人で十位であった。インターネット接続に占めるブロードバンドの割合は韓国が九三・九％と断然トップである。ベルギー（五一・三％）とカナダ（五〇・四％）が続き、日本は九位の三〇・八％である。

インターネット接続にブロードバンドを利用すれば、その接続は最小五倍早くなるので、オンラインゲーム、音楽のダウンロード、ファイル共有に大変有効である。

それと関連して、次のような出来事を紹介する。横浜の女子高校生が国際交流プログラムで韓国の大邱にある女子高校に一年間留学するようになった。しかし、その学生の担任先生は日本より発展が遅れている韓国の学校に留学させることに気が置けず、直接留学先の高校を見学したという。その先生は見学が終わってから日本よりコンピュータ施設は勿論、学校の施設が日本の学校よりもっと整っているとともに、学んでいる教科の水準も日本と変わらないといっている。この内容は地元の新聞に紹介された記事の内容である。

もう一つは日本の教育現場に関する話である。ある日、日本人の家を訪ねた。主人は日本人で奥さんは韓国人であった。二人の間に中学に通っている学生がいた。その主人はいつもインターネットを使って韓国の知人と連絡を取り合ったりする情報化された人であった。その主人は、子供が情報クラブに入っているのに学校ではインターネットが接続できないことを聞いて、学校の先生に連絡をしたという。彼は子供の担任先生にその設置を強く求めたが、その先生は予算がなくて出来ないという言葉



韓国の「PC房」でインターネットを楽しんでいる若者たち
（『ニュースマーカー』2003年9月4日号）

だけ返ってきたという。実際、韓国の小中高校のインターネット接続率は一〇〇%に対して、日本は約三〇%にも達していない。

「バン（房）」文化の登場

元の話しに戻ろう。韓国の十代と二十代はオンラインゲームばかりやっているのではない。彼らはインターネットを通じて社会パラダイムを変えている。今年六月日本の電通のような韓国の広告企画会社の第一企画が出した「大韓民国における変化の台風―若者彼らを語る」には、P (Participation) 世代という言葉がある。P 世代というのは、十七歳から三十九歳の間の年齢で、ネット上で参与しながら情熱とパワーを発揮し、社会のパラダイム変化を引き起こす世代 (Paradigm-Shifter) という意味を盛り込んでいる。既存の文化は放送・言論メディア、出版社、演芸マネジメント、評論家などを軸に形成されて来たが、P 世代の積極的な参与によって、彼ら自身が文化の生産者として登場している。

たとえば、ネット上でプロ映画評論家より有名なアマチュア評論家が登場した。李イクヒョン氏は、映画が好きで映画を見て自分の感想をインターネットで掲載したのをきっかけに、今は映画評論を書けばそのアクセス数

が、一万二千件に上る。既存の映画評論家が知識を伝達しようとするが、李氏は興味を求める電腦市民(Netizen)の趣向に合わせて分かりやすく映画を紹介するのが、強みである。彼の電腦市民に対する影響力は大きく、映画広告社から無視できない存在になっている。また、普通の電腦市民の書いたインターネット小説『そやつはすばらしかった』は旋風のな人気を集め、映画化される予定である。

かつてタレントは、演芸企画者からスカウトされてデビューするのが普通であったが、最近はインターネットを通じて選ばれるケースが増えている。インターネット上に自分の写真を掲載すれば、それを見て電腦市民が投票してタレントに相応しい人を選ぶのである。たとえば、五大美少年・美少女を選ぶコミュニティサイトの「五大オルジャン」(cafe.daum.net/5j)は、その会員数が三十万人に上る。電腦市民の推薦を通じて選ばれた朴ハンビョル氏は、今タレントとして有名である。すなわち、電腦市民に気に入られた人は、演芸界進出も容易になることを意味する。

このようなサイバー人気者を生み出すのはインターネット・コミュニティである。ヤフー(Yahoo)のような韓国の代表サイトの「ダムム」には二百五十万のコミュニ

ニティがつくられており、その会員数は二千四百万人を数える。それぞれのコミュニティは一種の同好会のようなもので、趣味と考えを一緒にする電腦市民が「房(バン)」をつくって、お互いに交流を深めるところである。韓国ではネット上でコミュニティが活発にされているのを、「バン」文化といわれる。

韓国社会を変える

このような若者コミュニティは文化以外にも力を發揮している。前回の大統領選挙はその代表的な事例である。現大統領の盧武鉉候補は投票日午前十一時の出口調査で野党の李会昌候補にリードされていたことが知らされた結果、盧候補が逆転勝利を収めたことは、あまりにも有名である。今も、盧候補の支持率は下がりつづけているが、若者電腦市民の間では依然として人気が高い。そのように、盧大統領が若者の間で人気が高いのは、彼のクリリーンなイメージと誠実な姿、そして電腦市民の声に耳を傾けてくれる姿勢にあるといえる。

二〇〇二年ワールドカップの際、韓国を興奮のつばにさせた赤い悪魔応援団を覚えているだろう。その応援団はオンラインで誕生した。一九九三年頃からPC通信

のサッカー同好会が結成され、それを母体にして、一九九五年頃ソウルで結成されたようである。今のホームページ (www.reddevil.co.kr) が会員の情報交流の空間になったことは、容易に想像できる。この組織はサッカーが好きな若者中心のもので、その運営も外部の援助を一切もらわず、独立的に行なっている。大統領選挙の際、候補者が赤い悪魔応援団の会長を自分の勢力に入れようと努めたが、若い応援団の会長はびくとも動かなかった。しかも、彼はワールドカップ後、その座を去った。

昨年十二月在韓米軍の装甲車に轢かれて死亡した二人の女子中学生事件は大きな社会イシューになった。装甲車を運転していた米兵士に無罪が言い渡されると、オンラインを通じて、その処罰とアメリカ大統領の謝罪を求める署名運動が繰り広げられた。オンラインには二人の学生の死を追悼するコミュニティが組織され、多くの人が会員になった。オンラインで形成された世論はオフラインに現れたのが、「キャンドル（灯火）デモ」である。米政府に強く抗議したのにもかかわらず、米政府が誠意ある措置を取らなかつたので、電脳市民が道路でデモをやつたのである。デモは間接的であるが、プッシュ大統領の遺憾の意を発表した後、ようやく収まった。

このように、韓国の若者のインターネット文化は韓国

に新しい文化を作り出しているといえるだろう。かつて若者は社会の傍観者の立場におかれていたが、今は参与者として社会に積極的に自分を表現している。それが韓国社会のダイナミズムを生み出している一方、既得権を持つている人はそれを社会不安の要因としてみなしている。

最後に、このような若者のインターネット文化が、副作用を引き起こしていることも、事実である。韓国の高麗大学の研究者グループが、最近全国の中高生七六四人（高校生二六九人・中学生三九五）を対象に行なつたインターネット中毒に関する調査結果、中毒初期にかつた学生が三八・五%、中毒の程度がひどい学生が二・九%で、全体の約四〇%がインターネット中毒にかつているのが、分かつた。調査に応じた学生の一平均インターネット利用時間は、中学生二・一時間、高校生二・八時間であつた。九割の学生が家からインターネットに接続していた。他の調査結果によれば、青少年がインターネットで主に利用するのは、ゲームが三一・五%、電子メールが二三・七%、情報検索一八%、対話(Chating) 一二・七%、同好会一一・七%、オンライン買い物一・七%になつている。インターネット中毒にかつた学生は、対人忌避症、強迫観念などの症状が深

化し幻覚などの精神病を招く恐れがあるという。

また、青少年はインターネット上のわいせつ（猥褻）

サイトに晒されている。私も「ダウム」に加入しているが、一日に届けられるわいせつメールが約十通に上る。ほとんどの中高生がインターネットを利用するから、それをさりげなく開いてみるだろう。

しかし、このような副作用にも関わらず、韓国若者のインターネット文化は韓国社会を変革する原動力の一つとして働いていることは、間違いない。今後、その文化がどう進化していくのかを、楽しみにしている。

（い じょんひ・京都創成大学専任講師）

本のいろいろ⑤ 関大図書館―屏風・掛軸―

仲井

徳いさお

絵巻物とは別に鑑賞のための屏風・掛軸（絵画）や手蹟作品がある。

*目録『関大図書館蔵 大坂画壇目録』に約三〇〇点紹介してある。

① 屏風

『楨松群鹿図』六曲一双のうちの右隻

中井藍江画

安土桃山時代に盛んであった襖絵や屏風とくに洛中洛外図が有名。

『国宝上杉家本洛中洛外図大観』CD-ROM版がデジタル化の利点を活かして役に立つ。とくにいろんな人々の生活が読み取れる。

黒田日出男『謎解き洛中洛外図』K721.47/㏸が面白い。

② 絵画軸物（とくに床の間に架けて鑑賞する）

文人画『春秋山水図』二軸 金子雪操画

③ 画帖（本の形をしている）

美人画『北野恒富画帖』一冊 LO2/K28/3



〔楨松群鹿図〕

⑤ 手鑑（著名人の筆跡を鑑賞するもの、帖・冊子が多い）

冊子が多い）

『藻塩草』（国宝・複製）一帖

*④⑤は絵画からはずれる。

（神戸女子大学教員・元関西大学図書館員）

④ 朱印（署名〔落款という〕に続けて捺す）

朱印『生田花朝印類』三十額



〔慶長美人〕北野恒富画帖

妹尾さんの講演について

梁 永 厚

妹尾さんは講演の冒頭の自己紹介で、戦時体験を語っておられます。それにつづく戦後ですが、日本キリスト教団の牧師として、神戸の御影教会から、大阪の在日韓国・朝鮮人（以下、在日と記）の多住地域「猪飼野」・いまのコリアン・タウンの中にある聖和教会を経て東梅田教会、さらに沖繩の宜野湾教会などで宣教に務めながら、「隣り人」を愛し「隣り人」とともに生きる行動（聖書のことばでは「行ない」）、即ち一般でいう市民運動にも力を尽くされた聖職者です。

ちなみに一般でいう市民運動ですが、具体的な人権侵害とか、平和・環境といった問題を自発的にとりあげ、かつ個人の責任において進めるノンポリの運動をいいます。一九六五年に起こった「ベトナムに平和を！市民・文化団体連合」（ベ平連）の運動をはしりとし、在

日に関連しては、就職差別をうけた青年を囲む会、政治犯を救う会、国民健康保険の適用を求める会など、各地での多様なとりくみがありました。一九九〇年頃からはNGOの運動にシフトしていきました。

また妹尾さんに戻りますと、聖和教会の時期は、付設の保育園に沢山の在日の子どもを受け入れ、また夜間には在日のお母さんたちの「オモニ（母親）学級」を開設するなど、在日の子どもや大人とともに暮らされたのです。そして、かれらが基本的な人権を拒否され、無権利的状態におかれていることをつぶさに認識された上で、在日のための市民運動を起こされました。東梅田教会の時期は、在日の問題はもちろん、国際結婚問題とか、国際人権のための市民運動も手懸けておられました。沖繩では米軍基地問題の市民運動をなさっていたと聞いていま

す。そして宜野湾教会の牧師をもつて定年退職され、もう卒寿を越されましたが、お元気なご様子です。

さて、この講演の内容は大きく二つに分かれています。一つは在日の市民的諸権利の問題です。いわば日本という国家は在日を歴史的にどう処遇してきたか、国民は在日にどう向き合ってきたのか、その歴史と現在、これからのあるべき姿などを、市民運動の体験を結びながら語っておられます。具体的には在日にたいする差別法制的推移、入管、帰化、教育、福祉など、諸行政の実情、さらには行政の職員とか、国民の一部のなかにある差別や、蔑視観の根っ子などを取りあげています。

もう一つは戦前の日本のキリスト者と、国家との関係です。日本の朝鮮支配は政治、経済的な支配をするだけでは飽き足らず、朝鮮人の魂の中まで支配しようとしています。もちろん朝鮮総督府の政策によって進められますが、キリスト者の中から政策のお先棒担ぎがでてきます。そのキリスト者は聖書のことばを牽強附会しながら、伝道において日本人の立場を朝鮮人におしつける。朝鮮のキリスト教派やYMCAを日本のそれに組みこんでいく。朝鮮のキリスト者にたいし神社参拝を強いる、などを敢行します。神社参拝を拒否した牧師、信者のなかには検査され、殉教者が出るほどでした。この朝鮮での伝道者

にたいし、お先棒担ぎがこじつけた聖書の解釈を正しながら、非難告発を語っています。

講演の内容は、総じて歴史的な事項とか事件を、引きながら話しておられますので、在日史と日朝のキリスト教関係史の特徴をつかむのには、よい資料になります。なお、お読みになるにおいて、気を付けて頂きたいところは、神社参拝の強要に朝鮮のキリスト者は、みな毅然と抵抗したかのように話されていますが、カトリックの教会とキリスト教の教会の一部は、参拝を決議しております。わたしたちが状況の中で生き、どこへ向かって進むべきかを考えるためには、肯定もあり否定もあるという捉え方が必要だといえます。

前号に掲載された小田実さんの講演と、タイトルが同じでしたので副題をつけ、本文にも小見出をつけました。

●図書館にある関連書●

- 1 飯沼二郎「見えない人々」アルバ新書
- 2 韓哲曦・飯沼二郎「日本帝国主義下の朝鮮伝道」日本キリスト教団出版局
- 3 海野福寿「韓国併合」岩波新書
- 4 織田樞次「チゲツクン」日本キリスト教団出版局
- 5 田中 宏「在日外国人」岩波新書
- 6 高崎宗司「植民地朝鮮の日本人」岩波新書
- 7 高崎宗司「検証 日韓会談」岩波新書

(ヤン ヨンフ・文学部非常勤講師)

わが〈朝鮮〉との出会い

—キリスト者の市民運動—

妹尾活夫

牧師の兵隊から市民運動へ

いまご紹介いただきました妹尾活夫と申しますが、私はキリスト教会の一牧師に過ぎない者でありまして、朝鮮問題について特別な学者でもありませんし、またそういう研究をするようなタイプの人間でもありませんので、皆さんがたにご満足いただけるお話ができるかどうかはなはだ心もとないことなんでしょう。

ただ私は、第一次世界大戦が始まりました時に生まれました。まして、青春時代はほとんど戦争の時代でした。私自身も昭和十四年から軍隊にひっぱられ、一度途中で帰ってきたことはありましたが、終戦までほとんどずっと

軍隊生活をさせられました。

その間、私は牧師ということでも少し変わった体験をしました。病気をしたこともありまして、軍隊で「お前、ロシア語の勉強をやれ」といわれ、学校へやってもらいまして対ソ戦要員のロシア語通訳官として働きをしました。そして当時は日本の植民地であった樺太（今のサハリン）に派遣されました。そして樺太の先住民、オロチヨン、ギリアーク、ツングース、オロツコなど少数民族の世話をさせられました。その時、周りに朝鮮の人もありまして、この人たちを通じて、ソ連の現状と日本の現状との大きな相違というものを考えさせられました。というの、日本では朝鮮人ということをして隠してひそかに

生活をしている朝鮮人がいる。ところが話を聞いてみますと、ソ連では朝鮮人だといって大手を振って生きていけるんだということを話しておりました。そこに民族政策の違いが大きく現れていることについて考えさせられたことがあったのです。

そんなことで、幾分の朝鮮問題についての関心は持っていたのですが、その後お恥ずかしいことですけれども、キリスト教の牧師として愛だ何だといひながら、それ以上の深い関心をその人たちに対して持たないままに過ぎてきました。

さて、すでにもうこの講座でお話がでたと思いますが、最初の出入国管理法が国会に提起されました時期の、一九六五年三月、在日大韓キリスト教会の教会総会が開催されました。そこで出入国管理法反対の決議がなされました。この法案はもちろん教会だけでなく、韓国居留民団と朝鮮総連が反対を決定して、私たちに反対運動への協力を申し出てこられたのです。そこで初めて、この方々と会って在日朝鮮人の現状というものを非常に強く示されまして、私自身じつとしておれなくなつてその反対運動に立ち上がるとともに、朝鮮人の人権を守るいろいろな市民運動に携わつてきて、今日に至つたわけです。

私は自分が加わつてきました市民運動について触れるまえおきとして、同じお互い日本人としまして、今日、本当に真剣に考えなければならぬと思うことについて、少しお話をさせていたきたいと思います。

お断りさせていただきますが、今日は、朝鮮人という言葉を使わせていただきます。韓国の方々は、韓国人という言葉を使えとおっしゃる方もございますが、国籍を明瞭にする必要がない限り、朝鮮人という言葉を使い、日本読みとさせていただきます。

「日本国民」であつた朝鮮人

朝鮮人は、日本人ではありません。確かに外国人です。しかし、彼らは外国人として本当に正當に扱われているのかということになりますと、そこに大きな問題があります。外国人と同じように扱つていいのかということになりますと、これも非常に問題があるといえます。

日本にいる朝鮮人は、自分たちの意に反して日本人にさせられた人たち、またはその子孫です。

ご存知かと思いますが、一九一〇年八月二十九日、明治四十三年ですが、その日に「韓国を帝国（日本）に併合するの件」という天皇の詔書と併合条約とが発表されました。この日から朝鮮半島は日本の領土・植

民地となり、朝鮮人は「日本帝国臣民」にされたのです。それは併合処理法案の第二条に「朝鮮人の国法上の地位——朝鮮人は特に法令または条約をもって別段の取り扱いを定めたる場合の他、全然内地人と同一の地位を有す」という一方的な文言によつてです。

しかし、その時点においても、「日本人と全く同一の地位を有す」と書いてありますが、事實はそうではなく、その併合方針が打ち出される一カ月ほど前の一九一〇年の七月十日付で、政府から意見を求められた当時の東京帝国大学の山田三良教授は次のように答申をしております。「韓国を我が帝国に併合せらるるに際し、韓国人の国籍問題に関し韓国人人民が併合を希望するや否やを顧慮するの必要なきこと明白なり。故に、統監（伊藤博文……一九〇五年の保護条約により朝鮮に設けられた日本の出先機関・朝鮮総監府の長、国王を操る「副王」とたとえられた）閣下が韓国の併合を協定せられ、我が政府が列国にこれを宣言する時は、従来韓国臣民たりし者は我が帝国臣民となり、我が国籍を取得すべきものとす。これは、一方的に宣言してよろしいということで、本人の意志など聞く必要はないということです。しかし、答申のあとの方には、「従来韓国臣民たりし者は併合により当然日本国籍を取得すといえどもこれが

為に韓国人は全然日本人と同一になりたるに非ずして、ただ外国に対し日本国籍を取得せしに過ぎざることを注意せざるべからず、もし、それ内国に於ける日本人と韓国に於ける日本人、即ち、韓国人たりし日本人と日本人たりし日本人とは、公法上いかなる差別を設くべきかは国法上の問題なりとす」とこう書いています。ですから、一方的に朝鮮人は日本人だといつておいて、しかし、日本人とは全く同等ではないんだぞ、そこには差別が当然設けられるべきなんだ、その差別をどうするかは日本の自由であつて法律で決めたいんだ、というのが答申されていたわけです。つまり戦前の朝鮮人は、半分日本国民であつて半分日本国民でないという扱いを受けていたわけです。

この日韓併合後の状況について世界の主要国はどうみていたかといえますと、一九四三年十一月二十七日に連合国を代表する米・英・中の首脳から日本の戦後処理にたいするカイロ宣言が発表されます。その中に「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由かつ独立したものとらしむる決意を有す」という一項が設けられています。これは、日本人が朝鮮人を全く奴隷扱いをしていくということ、連合国の全てが明らかに認めていたという表現だといえます。

そういう奴隷的状态におき、差別と抑圧を加えながら、戦時中は労働力不足の代替として、彼らを内地の炭坑や軍需工場に強制的に徴用して、劣悪な労働条件のもとで働かせました。また軍隊の動員では、当初は志願兵制度だったのがついには日本国民同様の徴兵制にして、有無を言わず戦場に送り込んでいったのです。

いわば戦争遂行の必要から朝鮮人にたいする法的な日本人と同等扱いが強められるということになったわけです。要するに日本人の朝鮮人に対する差別意識は依然として残っておりましたけれども、太平洋戦争の末期になって義務教育とか徴兵が適用され、法的な差別が撤廃されることとなったのです。大変皮肉なことじゃないですか。

戦後初期の不条理な差別法制

ご存知のように、一九四五年八月十五日は日本にとつては敗戦の日ですが、彼らにとつては解放の日でして、非常な喜びをもって迎えたのです。いまも光復・解放の日として記念しています。ところが、終戦の年の一九四五年の十二月の衆議院選挙法の改正に際しては、「戸籍法の適用を受けないものの選挙権及び被選挙権は当分の間停止する」という附則がつけられました。戸籍法の適

用を受けないものというのは、朝鮮人、台湾人は、日本人ではあるが、本籍地が日本にない、したがって日本の戸籍法がおよばないということです。簡単に言えば、いわゆる本来の日本人でない者、つまり朝鮮人、台湾人の選挙権、被選挙権は当分の間停止するというのです。

当分の間停止するというのはおかしいと思われるかも知れませんが、戦争は終わったものの、朝鮮には南にも北にもまだ国家はできていませんでしたし、台湾人の国籍回復手続もまだである。よってこの人々は日本人ではないけれども、しかし外国人でもないという変な宙ぶらりんの状態になったわけです。皆さんの中で、「第三国人」という言葉がある時期に使われたのを覚えている方があると思いますが、あの「第三国人」という言葉はこういうところから出てきてるわけです。日本人ではない、かと言って外国人といった場合、どこの国の人と特定する帰属国家が未定であいまいである。仕方がないから「第三国人」という呼び方をしたわけだといえます。

それについて、当時の幣原総理が「ポツダム宣言の受託によりまして、朝鮮及び台湾は早晚帝国の領土より離脱することになり、その結果、朝鮮人及び台湾人は原則として帝国の国籍を離脱することに相成ることと存ぜられますので、これらの者を依然帝国臣民として選挙に参

与せしめますことは適当と認められないように存ぜられるのであります。もつとも講和条約の締結まではなお帝国の国籍を保有しているものと考えられますので、今日直ちに選挙権及び被選挙権を禁止することは適当と認め難く、選挙権及び被選挙権を有するが、その国籍が国際法上確定するまで、当分の間これを停止する取り扱ひといたす次第であります」という国会での説明をします。

そうした説明をうけて選挙法改正案は衆議院を通過し、彼らは選挙権も被選挙権も失ってしまったわけです。ちなみに触れますと、戦前には朝鮮人の衆議院議員や地方議員がいました。この選挙権、被選挙権の停止によって、朝鮮人は日本に住んでいながら、日本の為にある人々は戦争に行つて戦死や負傷を、また戦争に行かなかつた人も強制労働や国防献金などいわゆる「国民」として国に尽くしてきたのにもかかわらず、選挙権、被選挙権を奪われてしまったのです。何んと不合理的扱ひでしょうか。それだけでなくもう一つ大きな問題は、日本国籍に残るか、或いは日本国籍を離脱するかという国際法に基づく国籍選択を本人の意志を全然問わないでしてしまつてゐることです。これは国際法上の国籍選択の自由権を無視したといえます。

一九五二年四月に、ご存知のように前年のサンフランシスコ講和会議で結ばれた平和条約が発効します。その発効に伴つてつぎの法務省民事局長通達が出されております。それは「朝鮮及び台湾は条約の発効の日から日本の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は内地におる者を含めてすべては日本の国籍を喪失する」という内容です。しかし、これは国会でも問題になり、参議院で議員質問が出ます。その質問に對し法務省の民事局長は、「国籍選択主義を採らないといふことは不都合だと言われるけれども、その国籍の問題を解決する為には日本の国籍法の帰化条項によつて解決をいたしますのでご安心ください」と答弁しております。この答弁は一応は本人の意志は問わずに日本国籍は離脱させるが、日本人でありたいというならば、その人たちは帰化の手続を申請してもらい、それで日本国籍を取得してもらうようにしますからご安心くださいといふわけです。

日本の「帰化」行政

しかし、これもまた大きな問題なんです。帰化が簡単にできないわけです。日本では帰化をする場合、外国とちよつと違ひまして、帰化時に名のる日本名を書く



欄が帰化申請書にあるわけです。ですから、たとえば金大中さんもキム・デイジュンという名前で日本に帰化できないのです。

これは、名前を日本名にというのは、朝鮮人にとつては非常な侮辱です。それは歴史と伝統に対する誇りを捨てないと日本人にしてやらないぞということになります。たとえば、アメリカの市民権をとっている日本人をみると、日本名を捨てている人はいないですね。日本名のままでアメリカの市民になっているわけです。ですから、アメリカの市民になっても、私は日本人です。日本人として伝統と誇りの上に生きている者ですということを、

かくさずに生活することができるところが、名前を捨ててしまえということは「お前、朝鮮人であることはやめる、朝鮮の伝統とか何だとかいうものは捨ててしまえ」とうことになるわけですから、これは非常な侮辱になります。

それからもう一つは、帰化を申請した人に対して、法務大臣がこれを許すか許さないかの全く自由な裁量権を持つているわけです。それで、日本の国のためになる、いわゆる「国益」になる人の帰化ならば認めますが、そうでない人の帰化は認めません。しかもこれはその時々の方針によって変わるのです。



(「伝単」 関大図書館所蔵)

たとえば「国益」によって変わるわかり易い例として、入管行政を少し触れます。つい最近、大阪の入管事務所に行きまして事務官と話をいたしました。それは戦後すぐに帰った朝鮮人の密入国事件のことです。事件本人が本国に強制送還されようとしていた事件です。以前だったら戦前、日本に住んでいて戦後帰った人の密入国発覚は送り帰されない筈じゃないか、当然日本にいていい筈だ。特別許可が下る筈だったのにどうして送り帰すのかと私は聞きました。すると、非常に言いにくそうに「石油ショック（一九七三年）まではよかったですけれどねえ。あれから後は何と言いましても非常に不景気ですから……と言っています。入管の職員の答えは、かいつまむと、石油ショックまではまだ日本では労働力が足りなかつたので朝鮮人におつてもらつても結構だった、しかし石油ショック以来不況になつて労働力は余つてきているので、そこへもつてきて朝鮮人の世話まではできない。だから事件発覚者は強制的に帰すのだということです。全く日本の国の一方的な判断で、本人の事情など始めから無視する入管行政になつてゐるわけです。

さて帰化についてですが、私の家の近所にいる韓国籍の人の例です。奥さんは日本人で子どもが小学校に入るようになつたので、子どもの将来のことも考えて帰化申

請の手續きをしたんです。そうしたら、あなたはダメだと断られました。何故かとよく問い合わせましたら、こういうわけだったんです。つまり、彼は空港の近くで果物屋をしてるんですが、ある日、お客さんが空港から土産にするのでぜひ果物を持ってきて欲しいという電話があつたのです。彼は慌てて自動車に飛びのつて空港まで持っていったんですが、慌てたためにうっかり免許証を持っていくのを忘れたのです。ところが運悪くつかまつて罰金を払つたことがあります。それが、あなたは過去に於いて法律違反を犯したことがあるのでダメだといわれたのです。彼は涙を浮かべながら、私に「先生、なんでこれぐらいのことで許してもらえないのだろうか」といつてきました。このようなこと、帰化不許可事例は、この一つに限らないといえます。

この朝鮮人は日本の国にとつてプラスになる、役に立つという人は認めますけれど、そうでない人については過料程度の免許証違反でも容赦なく切つて捨てるといのが今の帰化行政、入管行政だといえます。したがつて、国籍法の帰化によつて解決を図るといつた答弁はその場限りの言葉で、本当のねらいは、排除にあるとみなしたくなります。

つまり、在日朝鮮人は、戦前は差別の対象にされた

「国民」、日本国民の下位におかれた「国民」、戦後の占領下では「第三人」、一九九五年と占領が解けると「外国人」扱いをするなど、日本当局の恣意的な施策に翻弄されてきたのです。ことばをかえますと戦後の朝鮮人は歴史的な事情を全く無視されてきたのです。

入管行政における差別

歴史的な事情無視の例の一つとして、出入国管理行政の問題があります。

戦後の出入国管理行政は、出入国管理令にはじまっています。その管理令は敗戦まもなく、在日朝鮮人に焦点を当てて「勅令」でもって制定された法律の一つでした。さらに制定の背景としては、占領軍が日本を極東に於ける反共の拠点とするために、占領軍関係以外の者の日本の出入りを厳格に規制しようとした占領行政がありました。占領軍は中国が共産化されそうになるや、つぎは、朝鮮半島の南部にも共産化がおよび、その共産勢力が日本に浸透してくると大変なことになる。だからあの朝鮮半島との往來を厳しく管理すべきであると判断したわけです。

それで占領軍は、一九四六年の四月、五月に相次ぎまして「非日本人の入国及び登録に関する覚書」、それか

ら「引き揚げに関する覚書」を発表、さらに「日本の不法入国者に関する覚書」を発表します。つまり、朝鮮人の日本国内への出入りの厳重な管理をはかりはじめたのです。

ところが、お解りだと思いますが、戦後すぐの朝鮮半島は三十八度線で分断され、南は米軍、北はソ連軍が占領します。南朝鮮を占領した米軍は、軍人による行政いわゆる軍政を施します。

軍政下では、日本から帰った人でも「旅券パスポート」は発行されませんでした。日本に出入りをしようとすれば軍政または占領軍要員としての証明が必要でした。日本から帰った朝鮮人のなかには、当時の南朝鮮社会が経済的、政治的に混乱していたこともあって日本へ戻ろうとする人がでて、もといいた日本へ「旅券」なしに密航してきます。少し長くなりますが、帰った経緯は、今、日本に在日朝鮮人が公称で六十一万人いると言われていますが、戦時中が一番多い時には二百三十六万人いたといわれています。そのうち、日本が戦争に負け、朝鮮は独立するというので非常に喜んで、日本にいた三分の二ほどが朝鮮へ帰っていったわけです。ある人はこんな日本にいるのは嫌だといって、向こうに永住しようと思って帰っていった人もいました。また家族は残して向こうにいる親や親

戚の人の人の顔を見にいった人もいました。家族に会いにいった人は当然、日本に帰ってこれると思つて帰つたのです。しかし、永住を考へて帰つた人たちも、何しろ長年離れていた土地ですから生活の基盤がないので、一応、帰つて生活安定のめどがたないときは、日本には何とか生活できる基盤があるというので、もういつべん帰ろうと思つていました。そして帰つたのですが、当時の南朝鮮社会は経済混乱、政治の不安定が続いており、帰国者には入りこむ余地がありませんでした。

ところが、日本に戻つてきたら、ちよつと待つた、お前たちは日本人じゃないんだから、密航だというわけです。

先程、私は入管に強制送還するのをやめろと交渉にいった話をしましたが、事件の本人のお父さんは敗戦のときに日本に残り、お母さんと子どもたちが先に帰つたんです。日本に残つた父親はお金を一定に蓄めて後から帰るべく頑張りますが、なかなか蓄らず結果帰りそびれていきます。

ところが帰つた母子の方は、お母さんが亡くなります。密航事件本人が十四歳の時です。彼は淋くて、お父さんを探しまわり、ようやく大阪にいることを尋ねあてて密航してやってきたんです。そしてお父さんと出逢つて三

十幾つになるまでずっと一緒に生活をしていたのです。ところが、今年の六月に密入国だということがばれ、強制退去処分をうけることになつたのです。

こうした例は幾らでもあります。しかし、日本の出入国管理局辺りに行きますと、歴史的事情は考慮されずに「日本に來たいのなら堂々と表から入つてきたらいいのに、密入国なんかするから問題になるんだ」ということが普通に言われます。しかし、「あの時点で、密入国しないでどうして日本に來るんだ」と言わざるを得ないのです。今日の韓国では、日本に行こうという若い者は良く思われないうです。兵隊として、労働力として必要でしょうから、できるだけ送り出したくないわけですね。しかし、戦後まもなくには、日本から帰つた人の逆流は、だれも止められませんでした。けれども、その人たちを取り締まるための一つの法令をと、いうことになつて、一九五一年の十月に、出入国管理令が施行されたわけです。

人権無視の出入国管理令

この出入国管理令は、施行されたのが五十一年ですから、おわかりのように、まだ平和条約が締結されておりませんので、占領軍の指令によって、旧憲法の勅令（天

皇が決めた法律」として公布施行されました。別名では、ポツダム政令と言われていますが、ポツダム政令というのはポツダム宣言の内容を実現するために必要な法律という意味です。

この中には、さきほど話しましたことでおわかりのよう、初めから人間性というものは無視してしまつた姿勢があるわけですから、日本が平和条約が発効したら、直ちにその時点でその悪いところを全部取り払つて、世界中どこへ出しても恥ずかしくない人道的な法律に作り変えなければならなかつたんですが、それがなされないままに今日に及んできているわけでございます。

しかし、そう言いますと出入国管理局の人たちは、いや我々は改めようとして何度か国会に法案を提出したじやないか、むしろそれに反対して阻止したのはあなたがたじやないかと、私たちに向かつて言うだろうと思いません。また実際に私もそれを聞いてきました。しかし、反対した理由は新しい法案に言いながら、人権の尊重ということとは全く問題にされないで、日本の国益とか治安ということだけを考へて法案を構成している、その根本的な姿勢が間違つていゝるんですから、それをたださない限り、どんな法案を出してもダメだというのが私たちの基本的な主張です。

実際に出されてきた法案を吟味してみますと、今の管
理令よりは、ある意味ではひどい仕打ちをすることが出
てくるおそれがあります。そういうところから、私た
ちはこの管理法案に反対して、今日まで至つてゐるわけ
です。

「脱亜」・アジア蔑視意識

ところでですね、その同じ管理令の取り扱いの中でも、
朝鮮人、台湾人とそのほかの欧米系の外国人とは明らか
に差別があるんです。これは驚くべきことであり、非常
に残念なことですよ。一例を申しますと、大村に収容所が
ございますが、こちらは原則として韓国・朝鮮人および
アジア系の被退去強制者を収容するための施設であると
されています。それに対して、横浜にある収容所は原則
として韓国、朝鮮人とアジア系以外即ち欧米系の外国人
を収容する施設であるとされています。その二つを比較
してみますと、建築費では、大村収容所が一九五三年に
一億六千万円かけており、定員は千人です。横浜の収容
所はそれから三年たった一九五六年に一億四千万円かけ
てきており、定員は六十三名なんです。一方は千人の
収容施設で、一億六千万円、一方はほとんど同額の費用
を使つて六十三人の収容施設を作つてゐるわけです。そ

れから、食費をみますと、これは六十九年の数字で、その後政府は発表しませんが、大村收容所の方は、一日の副食費が百五十円です。横浜の方は千八十円なんです。六十九年ですから今なら幾らぐらいになるか、皆さんの方が詳しいと思いますが、とにかくそれだけのひどい差があるわけなんです。

どうして同じ外国人だというのに、韓国・朝鮮人やアジア系は、こんなに差別されて扱われているかということとです。これにはやはり、外国行政の中にアジア系を蔑視する気持ち、蔑視観が潜んでいると言わざるを得ない事実だといえます。

じゃあ一体、いつごろから日本人は朝鮮人に対して蔑視観を持つようになったのかということとです。私は歴史家ではないので詳しいことはわかりませんが、とにかく徳川時代の末期までは朝鮮人は決して蔑視されておらず、むしろ尊敬されていたといえます。

ところが、幕末になって日本指導層の一部が日本の国が西欧の諸外国に比べて非常に遅れているということに気づいたといえます。そこで、何とか外国に追いついていかなければならないという意志が強くなると同時に、アジア全体は遅れている、こんなアジア人はダメな人間なんだ、劣等人種なんだという考えが、日本のなか

に出てきたのです。

吉田松蔭という人がいますが、彼がこういうことを語っています。「交易に於いて米露に失うところは、また土地に於いて鮮満に償うべし」。これは、今の言葉で言うと貿易でアメリカやロシアに対等にできず、損をするところは、その代わりに朝鮮や満州の土地を奪うことで、取り返したらいいといっているんです。

吉田松蔭という人は、ある意味では非常にスケールの大きな人です。あの幕末時代にこんなことを考えているんですから。しかし、松蔭の発想とは、朝鮮や満州に住んでいる人間というものが全然視野に入っていないといえます。いわゆる愛国者であったけれども、その愛国は、「国益」だけを考える自国中心主義であったといっても差し支えないと思います。

さらに、福沢諭吉、あの慶應義塾を作った人が、脱亜論というのを書いております。それをみますと、遅れたアジア諸国との付き合いを捨てて、西欧に追随する以外に日本の将来はないということを言っています。

この「脱亜論」も当時の日本人の思想家としては、先見性のある立論であったといえるのかも知れません。しかし、その辺りに日本人が今日なおアジアの国だといっているながらアジア人を蔑視し、アジアの平和のためと言い

がら、いつでも自分たちが支配権を握ろうとする気持ち
が、培われ始めたんじゃないかなと思う。そういう
意識から朝鮮人に対する蔑視観が日本人の中に牢固と
して抜けないで今日に及んでいるんだと思います。

それが、戦後、朝鮮民主主義人民共和国が北にできあ
がり、南には大韓民国ができあがっているにもかかわら
ず、日本人のなかには依然として朝鮮人を差別し、さき
ほども申しましたように帰化行政、入管行政による差別
などもあるわけです。

「同化」か「排除」かの教育

さらに、朝鮮の子どもたちは、学校教育だつて満足に
受けられないという制度的な差別問題があります。ここ
で注意すべきことは、義務教育は、希望すれば日本の教
育機関で受けさせてあげるといふ方針があることです。

日韓条約が発効した翌年の一九六六年に文部次通達で
「朝鮮人学校は我が国に於いて各種学校の地位を与える
積極的意義を有するとは認められないので、これを各種
学校として認可すべきではない」と言っているんです。

朝鮮人学校は各種学校として認可してはいけない。普通
の学校としても勿論認可してはいけない。いわばそいう
教育施設そのものを認可してはいかんといい通達なん

です。

この通達よりさらに、入管局のキャリア職員が入管法
の問答集を著し、「在日朝鮮人子弟の日本人学校に於け
る教育を認めないと、むしろ民族教育が強化され、同化
などということはもとより思いもよらず、さらに社会的
に好ましくない事態が起こりかねない」ということを書
いています。

つまり、在日朝鮮人の子どもを、彼らが自分たちで作
った学校で教育させたら、彼らは日本にとつて好ましく
ない人物になっていく、これでは困るから日本人にとつ
て都合のいい人間にするために、日本の学校に入れて教
育すべきである、という説です。それと同じ次元で文部
次官通達が出されたのです。次官通達は、朝鮮人学校の
認可問題に関する通達ですが、日本の公教育機関が小・
中学校の入学問題は、日韓条約に付随した法的地位協定
で「恩恵」的に認めるとなっています。それで小学校、
中学校の義務教育期間は、日本の学校へ「恩恵」的に入
れて教育する。それから上はどうするかというところ、日
本の高等学校へ入学に制約を設けんとしたのです。

たとえば、つい数年前に、大阪の市外協（大阪市立中
学校外国人子弟教育研究協会）が、朝鮮人子弟は、能力
や性格において日本人に非常に劣るといふ研修報告を出

したのです。それが漏れて『朝日新聞』なんかにも書かれました。私も、その市外協の会長やら教育委員会に抗議をしに行きました。もちろん韓国民団と朝鮮総連の抗議があり、大変な騒ぎになりました。

その文書を調べてみますと、中学から高等学校へ行く時に、朝鮮人生徒は、日本人と同等のレベルで合格させるのではなく、高いハードルを設けるべきである。さらに人数も枠を設ける必要がある。大阪の生野区、東成区などは、在日朝鮮人が非常に多いから枠が必要だというわけです。たとえば生野区の御幸森小学校は、六〇パーセントが朝鮮人児童だといわれています。そういう所の子どもが高等学校に入りたいとなると、同地域をかかえる高等学校は、朝鮮人子弟の合格者を全部入れると小学校と一緒に朝鮮人の数で多くなるおそれがある。それでは学校・学級運営に支障がでるからと、朝鮮人の多くはおそのの学校に対しては、日本人四人に対して朝鮮人一人の枠ということを申し合わせをしたわけなんです。私立の高等学校も市中学の報告、申し合わせに倣って、国籍条項を謳う学校とが、合格点数に下駄を履かせる、といったことが行われはじめました。

そうしますと、高等学校へ行きたいし、行く能力は十分あるし、家庭もそれだけの資力があるのに、行けない

ので、仕方なく朝鮮人学校しかありません。こちらは、さきに申しましたように認可は下りません。しかし、とにかく子どもたちの将来を考えると、認可があらうがなかるうが、教育はつけてやらなはいけない、となるわけです。

韓国系は、日本の小・中・高の認可を受けているところがありますが、学校数の多い朝鮮総連系は、日韓条約が結ばれたあと、各種学校の認可をうける運動をして、ほとんどの学校が各種学校として認められました。ところが、こちらの高等学校は、卒業しても大学の入学資格を認められませんでした。それで卒業生の入学資格の付与を求める要請運動があつて、一部の私立大学や公立大学では、資格を認めようじゃないか、という話を持ち上がっております。認めようという大学は、朝鮮高校のカリキュラムを調べてみますと、日本の高等学校のカリキュラムとほぼ同じであり、さらに、彼らは朝鮮語とか朝鮮の歴史をやっていますから、ある意味では、日本の高校生より広いカリキュラムをしているわけだから、受験資格を認めてもいいじゃないかというわけです。

しかし、今になってそういう話が出るということでお解りのように、今までは、彼らの独自の高等学校を卒業しても、日本の大学には受験できなかった。受験を認め



日海空軍は何處へ
行つたのたらうか

ないんです。入学試験を受けるには、高等学校卒業、及びまたそれと同等の学力がありと認められたる者となつていますが、その同等の学力がありと認められたる者の中にもいれてもらえなかつたわけです。

ですからいままでは、日本の大学を受験しようと思つても、文部省の大学入学資格検定・大検を受けて受験するといふ過重な負担を強いられているのです。それだけじゃありません。日本の高校にいても、日本の大学へ入ろうとすると、一部の大学の受験要項には、「日本国籍を有する者」という明記があつたのです。たとえばアメリカの高等学校を卒業してきた者が、日本の大学を受験

しようとするれば、これはさせますのに、日本にある朝鮮高校の卒業生は、国籍によって日本の大学受験が認められないのは、おかしいじゃないかということで、だいぶ問題になりました、結局、国籍条項を設けている大学当局の方が引き下げて願書を受けつけることになりましたけれど。

またつい最近も、受験だけはさせたんですが、ところが落ちた。本人がどう考えても納得できない、自信があると言ひ、卒業した学校側もあの子が落ちる筈がない、何か民族差別的な問題があるんじゃないかということで、今年の春、ずいぶん交渉をしたんですけれども、学校側



(「伝単」 関大図書館所蔵)

は入学選考は秘密事項だからと絶対に明かしません。どうにもなりませんでした。

就職の門も閉ざされて

三年ほど前に、国立大学の理学部を良い成績ででた韓国籍の卒業生が訴えてきました。「市民運動をしているという日本人は何をしているんだ、『お前は朝鮮人なんだから日本人以上にかんばらなきゃだめだぞ』と子ども頃から言われ、一生懸命に勉強して小学校から大学までずっと成績上位で来たのに、卒業の時になったら、お前は朝鮮人だから就職は難しいとボーンと言われた。訴えるとところもない」という失望と憤りの言葉でした。結局、かれは自分の専門として身につけた理学系の仕事にはつづけず、ある小さい工場で単純労働をしております。日立の朴鏡碩君の就職差別問題については、よくご存知だろうと思うんですが、裁判にもちこみ、判決は、合格させておいて、朝鮮人だとわかると取り消したのは差別だ、という朴君の主張にたいする理があることを認めたことに拠り、日立が折れ、就職をはたしました。こうしたことは、いままで泣き寝入りがほとんどでした。

さまざまな制度的差別

そういう就職面での差別に加えて、社会的ないろいろな面での差別があります。たとえば、一昨年のごとですが、今、韓国でスパイ容疑で逮捕されております白玉光という人と一緒に大阪府庁に話しに行ったことがあります。いわゆる公団住宅、公営住宅に彼らは入居資格がないわけです。彼に言わせると、さきに話しましたように、「自分たちの意に反して日本人にさせられ、日本の国のためにある面では日本人以上によく働いてきた筈なのに、今になってどうして自分たちに権利を与えてくれないんだ、税金も日本人と全く同じように納めているじゃないか、だから同じ外国人だといっても、我々だけは特別に考えてくれてもいいんじゃないか」といういい分です。私もそう思います。外国人だというだけの理由で彼らを入れないというのは、あまりにも歴史的背景からして気の毒です。私たちは入居を認めるよう求め交渉をつけています。

児童手当なども出ません。在日朝鮮人の子どもにも児童手当を支給するよう、やはり運動をしていますが、壁はなかなか厚いです。さらに公の問題だけじゃなく、火災保険や生命保険なども加入を認めないのです。いま保

險会社にそのことを言う、そんなことは絶対にない、と認めようとしません。けれども在朝鮮人の加入申込には、㊸という符合がつくことがあります、これは恐らく第三国人という意味で使ったんだろうと思うんですが、たとえば、火災保険の申し込みをするときに、よく通名を使いますが、あの人は㊸だよとなると、保険契約はそれでできなくなるのです。生命保険でもそうです。

銀行もなかなか貸出しをしません。これは一体どういうことなのでしょう。保険金をちゃんと払えば同じじゃないかと思うんですけど。このことは「民族差別」だと憤りを感じざるを得ません。このごろ私たちが外から騒ぎ始めましたから、保険会社も何とか考えないといけないというようになってきました。

こういうことを言い出したら限りがありません。実際、差別というのは、至る所にあります。一方で、その差別を一つ一つ取り除く運動をしていかなきゃいけないと思うのです。しかし同時に私たちは、私たち自身のなかにある蔑視観という差別意識を自分で克服していく闘いをしていかなくてはいけません。

それは何故かと言いますと、外国人の人権を認めない政府が、同じ日本人の人権を本当に認めることができるのかということ。できっこないと私は思います。外

国人であろうと日本人であろうと、同じ人間なんですから。同じ人間を、一方においてただ国籍が違うからといって人間扱いをしないで、日本の国民だけを人間扱いしていいという筈がありません。そういう意識がありますと、最近、国益という言葉がよく使われますが、国の利益になるのだ、国のためになるんだといったら日本人の人権を抑圧することぐらい、戦争中と同じで、何とも思わなくなってしまう。そういう危険が迫っていると思うんです。

日本の国が、永遠に平和な国として栄えていくためには、私は、何といっても我々一人ひとりの人権が本当に重んじられるようにならないといけません。その我々の人権は、ただ日本国籍のある人の人権だけでなく、世界人権宣言にもありますように、すべての人々の人権でなければならぬと思います。そういう意味で、朝鮮人の人権が重んじられなければ、日本人の人権も本当に重んじられているとはいえません。差別意識をなくし、差別制度を撤廃することと同時に、そういう運動をどうしても進めていかなければいけないと思います。

日韓キリスト者の対立と和解

それでは次に、「日韓併合と日本のキリスト者」にう

つりたいと思います。私は、はじめに話ししましたように、キリスト教の牧師です。したがってそういう意味から人権ということに非常に深い関心を持ってきたのですが、在日朝鮮人問題を知るに及びまして、私などの人権意識などは、非常に狭い視野の意識でしかなかったことに気づきました。それは、ただ私だけじゃなくて、日本のキリスト者と呼ばれる者たち全般に同じことがいえると思います。非常に恥ずかしいことでございますが、そういう反省を持つているわけです。

日韓キリスト者のかかわりを歴史的な経過だけをたどってみます。一九一〇年にご存知のように日本は韓国を併合しました。日本国民の多くは、喜びました。花電車が走り、提灯行列があったと聞いています。

そういう中でキリスト者は、どういう受け取り方をしたかと言いますと、併合賛成派の人々には、「大部分のキリスト者が併合は、時の大勢であり神のみ旨である」と説きました。けれども、なかでは、二つの説があり、一つは、この際積極的に政府に協力して韓国併合の実を挙げるべきだという人々と、いやそうじゃない、政治の問題と宗教、信仰の問題は別だから、そういうことに癒着してはならないという声に分かれたのです。

● 教派については、皆さん方はあまり興味をお持ちじゃ

ないと思いますので、その名前は控えます。そのいわゆる制度と直接癒着すべきではないというキリスト者は、やはり韓国人の、朝鮮人の心情を大事にしないとイケないと言いたのです。しかし、併合するのは時の勢いであり、神のみ心だと説いた人は大勢に従ったのです。神さまのみ心というのを、こういうところに出されては困るんですが、そういうことをいつて従ったわけです。

さらに、積極的合併支持の勢力は、それが神さまのみ旨だというのならば、むしろこれから進んでそれをすべきじゃないかと、主張します。それは、(一)「朝鮮人を悔い改めさせて神の子とする」(二)「朝鮮人を日本国民化する」という二つの目的を持って朝鮮伝道を積極的に進めていくべきだという勢力の教会がございまして、日本政府からの援助金を受けて伝道を始めるのです。

その伝道は大きな問題をはらんでいました。(一)の「朝鮮人を悔い改めさせて神の子とする」というのはおかしな話で、自分が悔い改めて神の子になろうとするならわかりますが、人をつかまえてそんな偉そうなことをいうんですから、牧師は時々こういうことをやるんです。お前たちは哀れな奴だ、神の子にしてやるぞなんていう気持ちで伝道をしている場合があるんです。これは非常に深く反省しなければならぬことです。それから

(二)の「朝鮮人を日本国民化する」というのも、おかしな話です。朝鮮人はあくまでも朝鮮人でなきゃならない。そして、朝鮮人として尊重されて、日本人と共同の生活をするというのなら解りますよ、しかしそうじゃありませんね。

ちよつと例がおかしいかもしれませんが、日本の昔の結婚を例を引かせて頂きます。昔は、女は嫁入りすると言われました。そして嫁にいったら嫁ぎ先の家風に合わせなきゃいけないといわれ、家風に合わないとは離婚の理由になったのです。家の方は、或いは夫の方は変わるということは全く考えずに、一方的に嫁だけが、女だけが変化することを要求されるわけです。しかし、それは健全な家庭でなかったことは明らかです。いまは両性が、男の方も女の方も変わっていかなければ民主的な本当の家庭は築けないと言われています。私のように六十を過ぎた年寄りも駄目でございます。頭では解つていても、外ではこういうことを言っていますから、自分で気をつけますが、それでも私に染み込んでる男のわがままは、なかなか克服できません。お前、女房のくせにまだ解らないのか式の対応の仕方をよくするので。情けないことです。こんなのは悪い見本でして大変恥ずかしい話です。

実際に両方が変わっていかないとけない。それは国と国においてもそうです。民族と民族とだつてそうです。朝鮮と日本が本当の意味で併合して一緒になつて国を作つていこうというのだつたら、両方がお互いを尊重し合つて、両方が喜び合つていける形にしなければいけません。それを一方的に、これまでの朝鮮民族としての伝統も歴史も全部捨てて日本人になつちまへという言い方は、決して本当の一致にならないわけです。その辺りがクリスチャンの間で気づいていなかった。非常に恥ずかしいことです。

それに対して、ごく少数ですが、はっきりと反対をした人がいます。その一人は、内村鑑三です。彼は、日韓併合に際して「実に靈に於いての日本国の損失は、物に於いての損失だけの朝鮮国よりも大である」といっています。ことをかえると、日本は朝鮮の国土を全部奪つてしまつてえらく得をしたようだけれども、それだけ精神的には損をするんだぞ、ということを行っているわけです。これは、実に名言だと思ふんです。日本人の抜き難い民族的傲慢が、やがて日本の国を敗戦に導いていったことの予言ともとれます。また内村鑑三は、こうもいいました。「さらにそういう点から、朝鮮人に伝道するよりも、日本人の悔い改めと救いのためにこそ尽くすべ

きである」と。朝鮮人を悔い改めさせて神の子とするなんて偉そうなことをいうんじゃないやなくて、自分たちが悔い改めて救われなきゃいかん。そのために我々は朝鮮伝道なんて偉そうなことをいわないで、日本人の間に本道の伝道をしようじゃないかということを説いたのです。しかし大勢は、さきほど触れましたように、キリスト教会も日韓併合を当然のことのように受け入れてきたわけです。

しかし、いくら巧みに策を弄しましても、心の中で朝鮮人を全く見下げ果て、朝鮮人を日本人化させてやろうなんていう気持ちでやる教会の説教とか日本の支配政策がうまくいくはずがありません。

抵抗、三・一独立宣言

一九一九年三月一日に独立運動が起りました。これに対して、日本は軍隊を送り込んで徹底的に弾圧をしました。しかし銃火にさらされながらも、朝鮮人の示威運動は何カ月もつづきました。そのデモの参加人員はのべ百万人以上といわれております。それだけ併合初期の日本の支配政策にたいする反感が積もっていたのです。日本が併合後にとった支配方法は、「服従か、さもなければ死だ」（初代朝鮮総督寺内正毅のことは、歴史上では

「武断統治」と呼ばれている）でした。

「武断統治」期には、朝鮮人の集会、結社は禁じられていました。三月一日は、日本によって退位させられた旧韓国国王の葬儀の日でした。自分たちの元国王の柩を見送りに朝鮮人が集まったわけです。この集まりを利用して、パコダ公園広場で「独立宣言書」が読みあげられました。

私はこの「宣言書」を読んで非常に感銘を受けました。独立宣言書を作った人たちは、大部分が宗教家でした。キリスト教徒と天道教徒と仏教徒の都合三十三人です。

「独立宣言書」は、全文をよみあげの方がよいのですが、時間的なこともあり、内容のいくつかを紹介することにします。この独立運動は、一つに平和的で穏健なものであって、感情に流された運動をするつもりはない。

二つに東洋の平和のために朝鮮の独立は絶対が必要である。三つには民族自決のために自主独立の伝統精神に立脚した、正義と人道の運動である、ということが骨子となっています。つぎに宣言の冒頭部分と結びの部分、さらに「公約三章」を引いてみます。

冒頭部分「吾等は茲に我が朝鮮は独立国であり、朝鮮人は自主の民であることを宣言する。そして此のことを世界万邦に告げ、人類平等の大義を克明し、子孫万代に

詰して、民族自存の正権を永有せんとす」。

結びの部分「我々の自足の独創力を發揮して、春満ちる大界と民族的精華を結紐せんとす。吾等は茲に奮起した。良心は我々を同存し、真理は我々と併進する。……千百世の祖霊が吾等を陰から助けてくれ、全世界の氣運は吾等を外から護ってくれるゆえに、着手即ち成功である。ただただ前途の光明をめざして驀進あるのみだ」

〔公約三章〕

一、今日吾等の此の擧は、正義人道、生存尊榮のための民族的要求であり、ひとえに自由的精神を發揮するものである。決して排他的感情でもって逸走することがあつてはならない。

一、最後の一人まで、最後の一刻まで民族の正当な意志を正しく發表しよう。

一、一切の行動は、最も秩序を尊重し、吾等の主張と態度をして、公明正大にしよう。

と、運動のあり方を全同胞的な約束としようとして「公約」化しています。

この実に堂々たる宣言書を發表して独立運動を開始したのである。この非暴力的独立運動にたいし日本政府は軍隊を増派して厳しい弾圧をします。弾圧は、キリスト教徒で礼拝している信者に向けて銃撃を加え、外から火を放

つとといったことが行われました。提岩里教会事件といえます。デモに参加しただけとか、独立萬歳を唱えた女生生を檢束し、裁判で懲役を科し、獄死させることもしました。柳寛順の獄死です。

日・韓キリスト者の歴史的關係

こうした弾圧にたいして、日本のキリスト者は、一体どう対応したのでしょうか。これも時間がもうありませんので、いくつかだけを触れておくことにします。内村鑑三はもちろん、独立を認めるべきだと主張しました。それから、あるキリスト教の指導者は、併合の時はやむを得ない、神のみ旨だといったんですけれど、この時には、朝鮮民族の独立を求めぬ熱意というものは尊重しなければいけない、彼らを支持すべきだといいました。そういう声が教会の中に挙がってきたのです。

しかし、なかにこういうのもありました。「朝鮮のキリスト教には右の頬を打つものにはまた左をも巡らすというキリストの眞精神が諒解されず、ユダヤ教的の形式と偏狹なる愛国心を養成してきました。米國宣教師がこの運動に断固たる反対を成し得なかつた点において、彼らも相當の責任がありはすまいか」てなことをいったキリスト者もいたわけです。

いわば聖書のキリストの言葉の中に「あなたは右の頬を打たれたら左の頬を出さない」ということばがあります。それを引いてきて、朝鮮のキリスト教には、右の頬を打たれたら左の頬を出すというキリストの真精神がよく解つたらんのだというわけです。そしてユダヤ教的な形式と偏狭なる愛国心だけが彼らの心を支配しているというんです。さらに、それにはアメリカの宣教師も責任があるぞ、ともいつているのです。しかも、キリスト教の一つの新聞に論説として公表されているんですから、実に情けない話です。日本は、これだけ朝鮮人をいじめたけれども、しかし、朝鮮人が本当のクリスチャンならば、ここで日本人に対して左の頬を向けるべきじゃないか、それをただ独立、独立と抵抗すればいいように考えるのは、もつてのほかだといういい方ですね。こうしたいい方をしたキリスト者は、神さまのみ心というのは、使いようによっては、どのようにでも使われるという考え方の人です。実に情けない話ですが、神と我との関係というのは、あくまでも個人の問題であつて、こういう所へ一つの公式のように持ち出すべき問題じゃないということ、強く感じさせられます。

それから戦争中の「朝鮮キリスト教会と日本のキリスト教会」の関係ですが、朝鮮のキリスト教会は、日本当

局の厳しい弾圧に対して、抵抗をしました。この姿勢は今もつづいています。今日でもご存知のように、あの詩人の金芝河や反体制政治家金大中が出した民主宣言なんかに対する教会の対応を見ればわかるといえます。金大中だつてクリスチャンですし、金芝河もそうです。いくら国の権力があるうとも、やはり人間の良心を曲げるわけにはいかない、人権を侵すものは絶対に許さないのだというのが、韓国キリスト者のはっきりした態度です。戦時抵抗の流れが今でもキリスト教会の中に脈打っているのです。

日本のあらゆる弾圧に対して朝鮮のキリスト者は立ち向かつたのです。日本の宗教弾圧はきめが細かく、朝鮮のキリスト者には旧約聖書は読ませませんでした。モーゼという民族の英雄が出てきて、民族の独立運動みたいなことをやりますから、ああいうものを読ませると朝鮮人の愛国心を呼び覚ますからいかんというわけです。教会で旧約聖書を引用したらたちまち説教ストツプがかかりました。驚くべきことです。戦争の終わり間際には、新約聖書の中でもヨハネによる福音書以外は認めなかつたといわれるぐらい厳しい弾圧が教会に加えられました。そういう中で、彼らは信仰を護り続けたのです。

ところが、日本のキリスト教会は、私もそういう点で

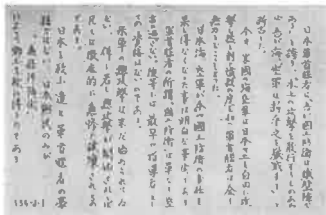


申し訳ないと思うんですが、自分たちの教会の組織を護るため、権力と妥協をして、そして保身を図ったのです。これはやはり、日本においてキリスト教会が伸びない一番大きな理由だと私は思っています。ひとりの人間を護るために全力を傾注するということをしないで、組織を護るために一人ひとりの人間を無視していくか、或いは無視しようとする傾向がある限り、日本のキリスト教会は絶対に伸びていかないと思います。

韓国のキリスト教会の強さは、一人の命でも、一人の人権でもそれを守るためには教会の組織を挙げて、それと闘い、つぶされてもとにかくやるんだという所に彼ら

の強靱な生命力があるようです。今日の韓国ではキリスト者の数はグリーンと伸びておりまして、全人口の一割を越えているといわれています。それにはそれだけの理由があると私は思うのです。

日本の教会は、いわゆる権力と迎合して、朝鮮に設けた国家神道のお宮に神社参拝するように、教会に日本の牧師がでて行つて説得をして回つたりしているんです。これは実に、今考えてみると情けない話ですけれども、その当時としては、そうしなければ日本のキリスト教会も弾圧され、つぶされてしまうという不安があつて、そのようななつていったんだと思います。しかし、本当の



(「伝単」関大図書館所蔵)

信仰があれば、つぶれたつてまた神様は、ちゃんと建て直してくださるに違いないというぐらいの確信をもって、いうべきことは言い、先程の独立宣言書のように、あくまでも自分の良心の声を叫び続けなければならなかったと思うので、いま取り組んでいる運動の報告にうつり、結んでいくことにします。

いま取り組んでいる市民運動

日本の朝鮮人に対する、或いは朝鮮人、台湾人、そしてアジア人に対する出入国に関する管理行政は、人権を尊重することではなくて、日本の治安を維持し、日本の「国益」を守る姿勢、即ち、日本の治安を破る者は、追いつ返さなきゃいけないという方針だといえます。

たとえば、日韓基本条約に付随した法的地位に関する協定というのがございます。その中で、日本で生まれ育ち、或いは一九四五年八月十五日以前に日本に来て、八月十五日現在日本にいた人々には、永住を認めることがとり決められています。一方、入管法の二十四条（強制退去）には、極貧になつて生活保護を受けなければならなくなつたような人、それから一年以上の刑をうけた者は国外へ強制退去させることになっていきます。ところが法的地位協定では、歴史事情は同じである朝鮮人を差別

し、協定に基づいて永住許可を取得した韓国籍の者は一年以上ではなく七年以上の刑とされました。この適用によつて強制退去されようとしている、日本生まれ、日本育ちの労働青年を救うために、いま宝塚で「申京煥を守る会」がつくられ、盛んに運動しています。この青年は、兵庫県立三田高校を出まして、非常にいい生徒だったんですが、卒業して就職しようと思つたら、やはり就職口がなかつたわけです。彼はトラックの運転助手によく就職します。しかし、自分の就職の望みが断たれたという絶望感からやけ気味の助手生活でした。そこへもつて悪友の接近があり、とうとうある集団強盗に参加しちゃうのです。彼は外で見張りをしていたんですが、つかまつて八年の刑を受けます。しかし、刑務所は五年で出してもらえました。ところが、お父さん、お母さんがいるんですが、お父さんは老人性痴呆症で、息子をみても今は判らないぐらいです。ですから今度は親孝行をしようと思つて決めますが、入管からお前は七年以上の刑を受けたので本国へ送還だとされ、大村収容所に収容となりました。

それで私たちは助けを求められて、救援活動を開始いたしました。本人が立ち番をしていただけで八年の刑というのは、重すぎると、ある人はいうんですけれども、

それはとにかくとしても、五年で出たということは、それだけ反省心があるということを刑務所も認めたからではないか。それをなぜ今さら強制送還させないといけないのか、後悔した人間だから置いてやったらいいじゃないかというのが、私たちの市民運動側の主張です。けれども、法的には弱く、今、行政裁判を提訴し、何とか置いてくれるようになればという期待を持っておりますが、どうなるかわかりません。

このように、入管行政は恐ろしく杓子定規です。お父さんやお母さんは、彼がいなくなったらどうやって生きていくんですか。そういう状況にあるのに杓子定規に七年以上の刑を受けたから本国へ送り返すなんてことをやるわけです。それは、この人と家族の生活を全然無視しています。人権を全く無視しています。人間としての心は、全くない措置だといつても私は過言ではないと思います。ただ日本の国の利益になるかならないかだけで問題を考えている姿勢が変わらなければ、私は日本の本当の人権国家、平和国家としての歩みは始まらないだろうと思っています。

長い間、あちこち飛びはねながら話をいたしましたして失礼いたしました。一応時間がきましたので終わります。

(拍手)

(せお かつお・牧師)

●訂正

前号(一一九号四頁)「宇井純さんの講演について」(小田康徳)の上段五行目の「民主党」とありますのは、正しくは「民社党」です。筆者及び読者の皆様にお詫び申し上げます。

とりとめのない備忘録（一）

——骨董市の雑本に混じっていた幽芳（二）——

田 中 佳 吾

昨秋、わたしは生まれ育った大阪市内から京都の西陣の町家に引っ越しをした。

生粋の大阪人として三十ウン年、そのうちの十三年は実家を離れての独り暮らしで、東西南北どこに行くにも交通の便がよく、近くに大きな商店街のある天神橋筋六丁目の間借り生活を送った。天六ではいちど建物の取り壊しということで六年目に引っ越しをしている。けれど不動産屋を介して新たにみつけた部屋は、そこから二筋南側の、直線距離にして三十メートルほどしか離れていない場所だった。住所も一丁目から二丁目が変わっただけ。それほどに天六と云う土地での暮らしが気に入っていたのだが、昨年のある夏の日に突然、天啓を授かった

かの如く、

「あっ、引っ越しをしよう」

と思いついたのだった。

日が落ちてからも一向に気温の下がらないヒートアイランド現象のため、エアコンを夜中の二時過ぎまでフル稼働させても、電源を切ると、ものの三十分も経たないうちに蒸し暑くなってくる部屋の中で、加えて六畳と四畳半の二間しかないにもかかわらず、生活の場を日々浸食しつづける夥しい量の蔵書、と云うより、一万冊を越すその大半が未整理である雑本の山に包囲され、まともに見えている畳が一枚しかないような劣悪なる住環境に

身を置いている自分が、何とも間抜けに思えてきた。部屋の主は私ではなく、本だった。

真夜中にその本の山をぼんやり眺めまわしていると、物体としての本の圧倒的な存在感が圧迫感となり、暑苦しさをいや増す状態に、自業自得とはいえ今更ながらうんざりしてしまった。それで天啓でも何でもなく、発作的に引越しを決意したのである。夏場の蒸し暑いのに弱い、高山植物のようにデリケートな肉体をもつわたしは、否、単に中年の肥え太り現象に甘んじているわたしは、日本中でいちばん暑い大阪の夏を許せなくなっていた。とにかく暑いの中から「避難」したかった。そして今よりも広い居住スペースを欲した。

「どうせならいっぺん大阪を離れてみたらか」

引越しの顛末についてはここでは叙べないが、縁あって住むこととなった京都では、休日たびに自転車に跨って町中をのんびりポダリングしている。毎回、新鮮な驚きや発見があつて、楽しくて仕様がなない。まるで小学生の遠足の時のような高揚した気分になる。心足らば身は貧に非ず、だ。

一月のその日も愛輪「ツバメ号」のペダルを漕いで、

家から自転車でも五分ほどの距離にある、北野天満宮の初天神の骨董市をのぞきにいった。百数十軒もの骨董屋の露天が軒をつらねるその中の一軒で、他の骨董品やら古道具やらガラクタやらに混ざって、ポロポロの木箱のなかに数十冊の古本が無造作に放り込まれているのが目にとまった。

わたしは古本屋の店先にある均一本の平台でも眺めるような気分で「どうせ雑本しかないやろ」と思いつつ、その古本の入った木箱の前にしゃがみ込み、左端から右端へと背表紙をざっとひと刷毛するように視線を流してみた。「えっ」と思った。右端の紺色と茶色の二冊に視線が釘付けとなった。理由あつて探している本だった。

菊池幽芳の『乳姉妹』（「ちきょうだい」と読む。辞書にはない言葉なので、幽芳の造語と思われる）の前編と後編が揃って並んでいる。すかさず手にとってみる。美本ではないが、ポロポロと云うほどでもない。奥付をめくると前編は明治三十七年一月一日発行の初版本。後編は明治三十七年五月二十五日発行の再版本（初版は四月十五日）だ。こんなところで巡りあうとは。嬉しい。だが、問題は値段だ。幽芳の著書は最近では古書店の棚で見つけることは滅多にない。近代文学専門店の古書目録で見つけても、美本なら一冊一万円以上の値段が付けられ

れていたりはすることは知っている。

雀踊りしたい気持ち、その骨董屋の店主に見すかされぬよう、つとめて「ここにある雑本なんか、あんまり興味ないんだけどね」と云った口ぶりで値段を尋ねてみた。煙草をふかしながら饅頭を喰っていた店主は、わたしに一瞥をくれたあと間髪をいれず、「どれでも一冊千円や」

「せ・ん・え・ん・だ・と……。安つすうー」と、声には一切ださず、私は『乳姉妹』の前編と後編の二冊だけを購入し、店主に二千円を手渡した。その時、店主が云った「二冊だけでええのんか、数買おてくれたら負けたるでえ」。

わたしは「あと残っとるのは屑本ばかりじゃ」と云ってやりたかったが、莞爾と微笑んでその場を去った。

要するに古書店と骨董屋とでは商品に対する付加価値のつけ方がまったくちがうのだ。幽芳が千円なら、町の古本屋で百円、二百円で手に入る本も千円。古書価値があらうとなかろうと一冊千円で売ると決めたから千円でいいのだ、本と云う物に千円の付加価値をつけてみただけのこと、それだけのことだ。そんな風に骨董屋は商売をしているのだ。それは本以外の他の商品についてもあ

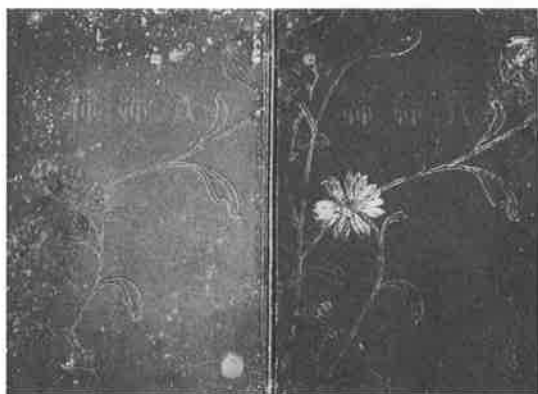
る程度当てはまる。だから幽芳二冊が二千円で売れて骨董屋はホクホクなのである。どうせ骨董屋が持っている本だ。仕入値などあつてなきが如きものであろう。

ただし、あれから毎月のように北野天満宮の骨董市に足を運んでいるが、『乳姉妹』を掘り出したような僥倖は一度もない。私もそんなことを期待して骨董市に向かうのではない。

掘り出し物に出くわすとはそんなものである。

さて、菊池幽芳についてだが、雑談が長すぎたようだ。幽芳とその作品については次号にて。

(たなか けいこ・関西大学図書館委託司書)



近代日本文学史を考へる (二)

— 文芸編集者の回想を手がかりに —

吉田 永宏

(承前)

昭和十(一九三五)年、ちょうど新設の芥川賞の第一回授賞発表が迫っていた時期に同人誌『日暦』(昭和八年9月〜同16年10月)の会合があった。田宮虎彦(青光二、森本薫らと共に木村徳三とは旧制三高の同期生)に誘われて木村がその会に顔を出したところ、高見順の「故旧忘れ得べき」(『日暦』昭和10年2月〜7月、後半は「人民文庫」同11年3月〜9月)が芥川賞の有力候補だという下馬評が高かったことから、その夜の集まりもさながら「故旧忘れ得べき」推賞一色に終始するという雰囲気であった。次つぎに「故旧忘れ得べき」の完結

(但し『日暦』掲載の八節前半まで)を祝い讃える同人たちのテーブルスピーチに、武田麟太郎は大きな顎を突き出していわずき、高見順が照れ臭そうに盛んに長髪を掻き上げる姿が繰り返されたという。記念すべきこの時の芥川賞そのものは周知の通り石川達三「蒼氓」が受賞し、「故旧忘れ得べき」も、自身受賞を懇望していた太宰治「逆行」(『文藝』昭和10年2月)も叶わなかった。最終候補作としてはこの他に外村繁「草筏」(昭和10年1月起稿、「世紀」に第二回まで発表)、衣巻省三「けしかけられた男」(『翰林』昭和9年10月〜10年5月)があった。「草筏」は外村繁の代表作の一つで、昭和九年から十三年にかけて、「世紀」「木靴」「文学生活」「早稲田

文学』と四つの雑誌に次つぎに掲載されて漸く完結、砂子屋書房から出版され、十四年一月には池谷賞を受賞するに至っている。秀でた私小説の書き手として知られる外村繁のこの「草筏」について、中谷孝雄（梶井基次郎ともども三高以来の外村の盟友）は、この作品はわが国に未曾有の経済的好況をもたらした第一次世界大戦時代を背景に、外村一族の繁栄ぶり、その繁栄によってはしなくも曝露された江州商人の上げつなさと素材として小説化したものであるが、外村自身の血の源流を探求する意味も込められているようだ。この作品も一見、再出發（一旦江州商人としての家業を継いだ外村が昭和八年二月、家業を弟に託して、文学への再出發を期して居を東京に移し、旧友・中谷を介して『麒麟』の同人になったことを指す——吉田）当時の江州商人ものの系統に属するようだが、当時の作品がとかく外面的に流れがちであったのに反し、この作品では内面化が非常に進んでいる（講談社『日本近代文学大事典』・「外村繁」の項）と読み取っている。

受賞作、石川達三「蒼氓」（『星座』昭和十年四月）は長編小説の第一部で、第二部「南海航路」は『長篇文庫』（三笠書房刊）昭和十四年二月、四、六、七月、第三部「声なき民」は『長篇文庫』昭和十四年七月。昭和

十年十月刊の改造社版作品集『蒼氓』には第一部のみを収録し、全三部がまとまって単行本になったのは昭和十四年八月、新潮社刊『昭和名作選集』の一冊「蒼氓」においてである。昭和五年頃のブラジル移民集団の姿を描いた作品で、授賞の対象となった第一部は神戸の移民収容所光景が描かれていて、生活苦で二進も三進も行かなくなり、日本を脱出して海外に活路を見出すの他はなくなった東北の貧しい農民たちのまるで集団亡命行の実態がリアルに表現されている。

閑話休題。武田麟太郎が東大の仏文在学中、左翼嫌いの辰野隆教授に疎まれたために卒業できなかったという風説があり、木村徳三によれば、その風説さえもが武田麟太郎の親分肌の人柄に叛骨の魅力を加えるものとして機能したという。

武田麟太郎と 木村徳三が編集者になった頃、武田「井原西鶴」 麟太郎は既に広汎な読者を持つ『改造』の作家であり、原稿料の少ない『文藝』の作家ではなかった。文芸雑誌より総合雑誌の方が格上という明かな理由に基づくものである。この『文藝』は昭和八年十一月から同十九年七月まで通巻一二九冊発行された、同じ改造社のものである。なお同誌は所謂横浜事件による東条内閣の弾圧に伴う改造社の解散に遭って廃刊のやむ

なきに至った。その木村徳三の『文藝』編集者時代に武田麟太郎が同誌に発表した小説は「井原西鶴」一篇だけであった。この作品は先に『人民文庫』に発表された（昭和11年3月の創刊号より同12年9月まで七回にわたって分割掲載）ものの続稿で、是非『文藝』で完成して欲しいという編集部希望で連載が予定されていた。

『文藝』昭和十三年七月号に、分割掲載した分をまとめて加筆訂正し、発端「第一章」として発表、木村の証言によれば、容易に筆が進まず印刷工場にカンヅメになって貰ったのだったが、その時も木村は武田麟太郎の推敲に推敲を重ねる緻密な執筆ぶりを目のあたりにして感動したと言う。この小説は、西鶴のある時期における心境と生活を一人称体で描いた作品で、今ではもう知られてないと思うが、軍歌と軍靴の響きに何もかもが被いぶされつつあった当時の武田さん自身の心境が、井原西鶴に託して語られていると思われただけに、完成していたなら、おそらく武田さんの代表作の一つになり得たに違いなかろうと、いまだに残念なのだが、その後程なく武田さんは報道班員として南方戦線に徴用されたために一回分だけで中断された」というのが痛恨の思いを込めた木村徳三の評価である。

折角の機会であるだけに、ここで武田麟太郎「井原西

鶴」に触れておきたい。和田芳恵は、(武田は「散文精神」を合言葉にしたが、これは日本浪漫派の「詩精神」への対抗で、広津和郎の散文精神論に影響されたものである。「人民文庫」は発禁がつづいていて経済的に行きづまり、また、人民精神の一翼とみなされ、執筆グループのあいだにも意見の相違があつて、昭和十三年一月号で廃刊した」と『人民文庫』の位置づけを試みた上で、(ライフワークと称した武田の「井原西鶴」も未完になった。これは彼にとつて精神的な打撃をあたえ、作品に暗さを加えた」と述べている(講談社「日本近代文学大事典」、「武田麟太郎」の項)。

白井吉見は戦後いち早く武田麟太郎を論じた。「武田麟太郎論」(『文藝』三巻四号、昭和21年7月)がそれである。冒頭に、(武田麟太郎が、真に自己の資質を自覚し、刻印したのは、「日本三文オペラ」においてであった。昭和七年、二十九歳である。後年、彼はこの作品を回顧して、「やうやくその境地を打開して、胸にある微光が射した感じである」と語っている。それまでの数年間は、彼の才能と情熱とが定着を求めている模索のうちに過ぎ去ったのだが、彼はこの一作によって新しい観念とスタイルをつかみ取ったのだ。その掴み方の手ごたえを少なくとも彼自身ははっきりと感じ取った。彼は憑かれ



（関大図書館所蔵）

たように書き出した。相次ぐ市井事物の制作である」と書いた上で、へこの「日本三文オペラ」の制作に決定的な契機となったものが西鶴であったことは言うまでもない」と断じ、「日本三文オペラ」（『中央公論』昭和7年6月）の梗概を紹介した上で、へこのスタイルなり構成は西鶴をつくりと言える。時間的空間的に設定された特定の場面へさまざまな人間を登場させ挿話の連鎖による作品の構成、これは西鶴がその町人物「永代蔵」「胸算用」「織留」などでしきりに採用しているものだ。武田はこのスタイルを学び取り、現代都会の一隅に蠢く市井のさまざまな人間を登場させたのだ」と分析する。その

上で白井吉見は、へ武田は「西鶴町人物雑感」（『文藝』昭和9年2月——吉田）の中で、町人物に限らず、西鶴の全作品のうちで、「置土産」に最も高い位置を与えている。これは彼の見解ではなく、おそらく現代の西鶴読者の大部分がそうであろうし、またそれに値する作品でもある。少なくとも西鶴の到達した、芸術的成熟による渾然たる世界であることは間違いない」と論ずるのであるが、ここで重要なのは白井吉見が、「置土産」に代表される系列とは別個に、「好色一代男」「日本永代蔵」の世界があり、人間本能なり、人間感情なりが極度に抑圧されていた時代にあつて思うさま人間本能に生き

抜いた世界が「好色一代男」であつて、そこには中世的乃至儒教的人間観に対する抗議と嘲笑が存在し、人間感情の奪還の主張があり、主人公・世之介の愛欲遍歴は人間本能に対する西鶴の強い肯定に支えられていることを認め、「日本永代蔵」や「本朝町人鑑」には、才覚、機敏、勤勉、根気による致富成功の物語が数多く蒐録されている。その意味において、人間力信頼を根底とする肯定的な人間観が打ち出されているのである」と評価していることである。つまり、西鶴には言わば二つの人間観が含まれていて、「一代男」や「永代蔵」に見られる肯定的な人間観と、それと全く異質とも言える否定的な人間観がそれであり、「世間胸算用」や「置土産」に後者を見ることが出来る。大晦日という特定の舞台に金に支配されているみじめで哀しくおかし町人の姿を取り出してみせているのが「胸算用」のリアリズムであるとする。

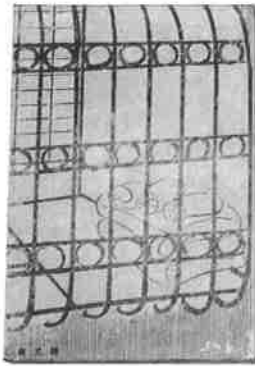
「置土産」はまた、運命に支配され、金に見捨てられた市井人のわびしい敗残の姿が、澄んだ心境の牙えの中に捉えられている。ここには、もはや「一代男」や「永代蔵」に見られた積極的肯定的な人間主義のモラルや、人間意欲に添って新しい展望を開いてゆく態

の人間観は姿を消している。つまり、西鶴は描きつけているうちに、「一代男」における愛欲本能解放のよるこびと誇らしさから、やがてそれを支える経済的地盤に眼を注がざるをえなくなり、才覚なり努力なりで思うままに経済力を発掘してゆくことの反面、自主的人間力を以てしても、ついに敗北せざるをえない閉塞された現実の否定面に強くとらえられるようになったのだ。かくて「置土産」あたりになると、その序にあるとおり、「色道のうはもりなれる行末」に疲れ敗れた人間の寒々とした姿を眺めることになるが、すでにこの頃になると、眺める対象との距離は失われ、一種の私小説風の性格を帯びて来ている。

右のように分析した上で白井吉見は、「日本三文オペラ」の作者・武田麟太郎をとらえたのはそのような西鶴であり、「胸算用」や「置土産」に於ける西鶴であったと述べる。そしてそこから、「一代男」や「永代蔵」に描かれた蓄財と好色との両面において享受した元禄町人の自主的な生活、彼らの置かれた経済的社会的な位置についての洞察と探究、そこからくる若々しい発展的な展望、そういうものは、「日本三文オペラ」に見ることはできない。しかも、人間がみじめで滑稽な姿そのままに投げ

出されているというよりは、作者によってやや戯画化された形で示されている。そこには戯画風なひねり(傍点ママ)と誇張が躍っている。俳諧師風の皮肉とペシミズムが不思議な調和を見せて諦観の世界を形づくっている。そういうものの代表的なのが「置土産」なのだ。この意味で武田の「日本三文オペラ」はあまりに「置土産」的なものそのままの復活である。つまり、西鶴の達したところから、武田は出発したということになる」と結論づけるに至っている。正論である。

臼井吉見の「武田麟太郎論」に即しつつ、この作家について



(関大図書館所蔵)

考えてみたい。

西鶴の「世間胸算用」巻五「平太郎殿」に拠った武田麟太郎「ある除夜」(『文学』昭和5年2月)を「日本三文オペラ」につながる道であるとする臼井吉見は、へ左翼イデオロギーと新感覚派的手法との結合によって、一種斬新な味を見せていた彼の作風が、西鶴をつかむことによって定着し、その制作態度を自信を以て決定するにいたった経路をそこに見ることが出来ると言う。プロレタリア作家としても、現実を風俗的に把握したに過ぎぬ武田麟太郎が、西鶴の世相文学に最上の拠り所と親近を見出したのであり、彼の文学が西鶴原作の前後に現

代の市井風俗情景、とりわけ「産業合理化大反対だ！」と叫ぶ労働者をも一点景として付加することで直ちに成立しうるものゝで、これは「日本三文オペラ」で、争議の指導者である映画説明者をあのように愛嬌ある道化者として戯画化していることに直ちに通じているものである」と説明する。「西鶴はレアリストと呼ばれるよりは、浮世を達観した俳諧師であろう」とする白井吉見は、彼の作品を貫く諧諷・諷刺もこれと密接なつながりのあることはいうまでもない。「日本三文オペラ」に、われわれは西鶴に通ずるものをあまりに多く見出すのだが、われわれは、西鶴と武田の違いの大きさを考えないわけにはいかない。武田は浮世の達観者などではなかった。彼はむしろ理想家であった。理想家ではあったが、それを支えていたのは思想ではなくて、一種気骨のようなものであった。生活者にして、理想家、この両者が共存しえたところに武田という作家の独自性があった」と指摘するのである。

「西鶴町人物雑感」(『文藝』昭和9年2月)の中で武田麟太郎がへとにかく西鶴は、人間生活のあらゆる相に顔をそむけず熱情に似た興味を以てどんどん受け入れた。すべてを一先づ肯定した、面白い姿ではないかと思つた。しかし、その時は否定の精神が裏打ちされてゐたのであ

る。人世の上澄みと底に殿んでゐるものとを、掻き立て、そこに溷濁を発見した彼は、それから、もう一度、離れた点から澄み切つて行くのを眺めた。——結局、到達したところは有と無とのジレンマであつた」と述べているのを受けて、白井吉見は、恐らくは武田麟太郎もまた西鶴と同様、否定の精神に裏打ちされた肯定、「有と無とのジレンマ」をその市井事物に定着せしめたつもりであろうと推した上で、しかし、武田の市井事物は、彼自身如何に考えていたにせよ、事情は決して西鶴と同一ではないと言ひ切り、「西鶴が己の「創造した一切の現実についての責任を自己が引受け」ることのできたのは、(中略)対象と自己との距離を捨て去り、己の創造した醜悪世界に彼自身傷つき敗れて没入しつゝ、なおかつ冷酷孤獨な観照の眼を見失わなかつたことによるのではなかつたか」として、「武田の心が、市井事世界の創造によつて傷つき破れとは信じられない。彼の市井事世界が、「有と無とのジレンマ」であるとは思われない」との断を下す。そこから白井吉見は武田麟太郎の市井事物について、「増悪し否定さるべき今日を貧慾に必要に追求する」ことが「現実の底を這ひ廻る」ことに終つていて、現象から原因へまで遡ることには進まなかつたことを考えるにつけても、この否定が眞の否

定にならなかつたのではないか」との疑問を呈し、^へ無論、主観的には真摯であり、むしろその誇示と自足を感じしめるものがないでもないが」と断りつつも、^へ結局、否定の精神は希薄だつたのでないか」と言うに至る。そこから臼井吉見は、十五年戦争に突入して間もない時代の情況下に於ける武田麟太郎の文学の存在意義について、次のように述べている。

彼の市井事は、笑うところに成つたものでもなければ、泣くところに成つたものでもない、「笑ひにまぎらす」ところに成立した世界であつたのだ。現実の醜

悪の肯定でもなく、否定でもない。まして、対象の苦悩が自己の胸を噛むことよつて展ける「否定を伴つた肯定」、「無と有とのジレンマ」のごときものでなかつたことはすでに言つたとおりだ。結局、否定と肯定との中間に腰を据えていたのではないのか。つまり、彼の市井事世界は、満州事変にはじまる左翼運動の夢の打ち砕かれた、昭和八、九年頃の展望を失つた時代環境の中で、彼のもつ反逆的孤独性が、同時に彼の反面たる世間的適応性と程よく調和していたところに成立したのではなからうか。(傍点・吉田)



(関大図書館所蔵)

その意味で武田麟太郎の市井事世界は、彼のぬくまっていた案内住心地のよい場所であったのではないかと思うと言う白井吉見は、更に次のように続ける。

「絶望と云ひ、虚無と云ひ、その後に来らば来れ」と構えたことに嘘いつわりはなかつたろうが、彼の胸はついに「絶望」や「虚無」に嘯まれることはなかつたのではあるまいか。自虐の苦悩が彼の心底に根を下ろすようなことはなかつたのではあるまいか。彼の反逆的孤独性を決して疑うものではないが、その反面の世間的適応性も疑うわけにはゆかない。三十歳を少し出た身で、「人民文庫」を主宰し、多数の若い作家を身辺に集めてその指導に任じたことに徴しても、世間性を多分に持ち合わせていたことを疑うわけにはゆかないし、一方持つて生まれた反逆的孤独性を思わざるをえない。

ここから白井吉見は、武田の市井事物が、「慄悍不敵なりアリズム」と世評が名づけたにもかかわらず、へ案外底の浅いものであつたとの診断を示すに至っている。この辺りの評価が、後で紹介するように、白井自身の認識とは異なつて、へ冷酷すぎるように受け取つた人の

出てくる所以でもある。

さて、武田麟太郎「井原西鶴」の問題である。前掲の木村徳三の証言にもある通り、この作品は武田の報道班員としての南方戦線への徵用もあつて『文藝』への続稿も一回分だけで、中断のままで終わつている。軍歌と軍靴の響きに何もかもが被いつぶされつつあつた当時の作者自身の心境が西鶴に託して語られていると思われただけに、完成していたなら恐らく武田の代表作の一つになり得たに相違ないと木村は無念の思いを綴っているが、白井吉見もまた「井原西鶴」を武田の全作品の中でも「最も注目すべきものの一つ」と高い評価を与えている。そのように高く評価した上で、ライフ・ワークの心算で取りかかつたこの作品が何故発端だけで終わつてしまつたのであろうかと問い、続篇を書くこととする意欲は最後まで強く働いていたらしいのに遂に実現しなかつたのは何故であらうかとの問いを發する。

談林俳諧師としての西鶴は、新しく動き出してきた町人の社会的進出に伴う町人自身の浮々した、心情・雰囲気をそれとしてうたつたのであるが、その経済的地盤の確立につれて、それはいつまでも気分・雰囲気としてとどまる筈はなく、町人自身の立場からする現

実社会の認識把握の深化となり、うたうことから語る
こと、描くことへと進んだのだ。したがって、その対
象は気分、雰囲気から現実そのものの相へと移行せざ
るをえなかつた。

武田の「井原西鶴」は、「俳諧の人から小説家へ、
詩から散文へ移行せざるを得なかつた作家の奥なる秘
密」を探ろうとして、処女作「好色一代男」制作以前
の西鶴から描こうとしながら、うたう西鶴の明るく晴
れやかな面貌からはじめることなく、すでに人生の暗
さを諦観する苦渋な面貌からはじめている。

表現者・西鶴の行為の変化を、うたうことから描くこ
とへの推移と認識し、その対象が気分・雰囲気から現実
そのものの相へとの移行と認識する臼井吉見の思考の前
提として、臼井独自の短詩型文学に対する強い否定の理
念のあることは言うまでもない。うたい手から描き手へ
の推移は、成長の過程に他ならない。西鶴「置土産」の
「人には棒振むし同前に思はれ」の一章を武田麟太郎が
材料の一つとして取り上げていることに触れて、西鶴の
この作品世界は、金錢信頼の上に立つ積極性がやがて現
実の冷酷な否定面に阻まれ、全てを失って諦観以外には
ない所にまで追い詰められた西鶴の行き着いた最後の世

界であつたと位置づけ、そこから、へつまり、武田は西
鶴の出発点を、その到達点から描き始めたのだ。彼は自
ら語る自己の制作意図にもかかわらず、西鶴という小説
家とその成長の過程に添って描くことをしなかつた。

「好色一代男」の制作に着手する以前の西鶴にある筈も
なかつた、またそういうものがある筈もなかつたからこ
そ世之介が描けたところの消極的諦観的凝視の心境に作
者はあまりに惹かれ過ぎていたとしなければならぬ」と
臼井吉見は批判する。「日本永代蔵」に描かれたへ町
人の鬱勃たる意気と自信、こそ西鶴自身のものの筈であ
り、しかるに武田麟太郎は、このような町人の前に圧倒
されている西鶴を描いてしまつていと読みとるのであ
る。

かくて、少なくとも俳諧を捨てて、小説「好色一代
男」を書きはじめた西鶴の「奥なる秘密」が精確に把
えられたとは思われない。そして、このように西鶴を
作家形成の線に添って描こうとしなかつたところに、
この作品が作者にとつてライフ・ワークとさえ考えら
れたにもかかわらず、ついに長篇たることができず、
発端だけで中絶してしまつたことの最大の根拠があつ
たのではなからうか。西鶴の積極的肯定的対人生態度

から、次第に消極的否定的諦観に落ちてゆくプロセスがたどられることなく、もっぱら晩年の心境に焦点が向けられた以上、長篇たる拠り所を失ったのは当然と言わなければならない。

ここから問題点が日本近代文学固有の「私小説」の問題に収斂して行くのは文字通りの自然の理である。

結局この作は、西鶴を描こうとしたよりは、西鶴に仮託して作者自身を——現実の否定面の暗さにぶつかった作者自身の態度と心境とを語ったという近い性格を帯びている。はたして、ここに作者の言葉がある。

『井原西鶴』は、かの所謂、伝記小説、歴史小説の類ひではない。寧ろ私小説の種類に入るべきで、いや、私はこの序章につづいてそんな意図を明瞭にする気組みであつた。」

人間タイプの伝記としてとらえず、私小説としての性格を持たせたところに、この作の特異性が見られるとともに、ここにこの作が長篇になりえなかつた証拠がある。「井原西鶴」の特質は以上のごときものである。しかし、これを一個の短篇として見ても、「現代詩」のあくどさから脱し、諦観的に突き放して凝視するところから観照的な味わいが孤独な寂寥感を底に

じませ、西鶴を消化した文体の中に作品としての結晶度も高い。武田の代表作品の一つであることに間違いはない。

武田麟太郎の「井原西鶴」が、作者自身の報道班員としての南方戦線微用のため『文藝』誌上での一回分のみで中断となつたのは真に残念なことである。因みに、白井吉見「武田麟太郎論」は白井吉見『戦後 第七卷 人と文学(2)』筑摩書房刊、全十二巻の「あとがき」で白井自身が、「本巻の作家論は、宮本百合子のほかは、すべて昭和期に活動をはじめた作家たちを対象としたものである。／これらのうち、最初に書いたのが、武田麟太郎論である。武田麟太郎の急逝を記念して『文藝』から求められたものであつた。大学時代、久留米がすりの着流しに、ちびた下駄ばきの彼の姿を、ときたま、構内の掲示板付近で見かけたことがある。その精悍な表情になにか好ましい印象を覚えた。同人雑誌『真昼』の仲間だったが、新感覚派の影響のなかに、プロレタリア文学への志向がきざしつあつた時期だつたように思われる。／そんな因縁もあつて、この一篇には、故人に対する敬愛の情がこめられているはずである。ところが、誰であつたか、冷酷すぎるように受け取つた人があつて、意外

な思いをした記憶がある」と書いている通りに、『文藝』昭和二十一年七月号に発表されたものである。念のため記しておく、この『文藝』誌は昭和十九年十一月より河出書房の発行になるもので、戦時中唯一の文芸雑誌として敗戦を迎え、昭和二十一年一月号から同年十二月号までの編集長は今野一雄であった。新潮社版・全三巻の『武田麟太郎全集 第三巻』昭和五十二年十一月二十日刊の「解説」で薬師寺章明が「戦後、臼井吉見は、武田の死後、二カ月後の昭和二十一年六、七月号『文學界』に、いちはやく『武田麟太郎』を書き、」と記しているのは誤りとして（戦後の『文學界』は昭和二十二年六月、第一〇巻復刊号として文学界社から再刊された）、そこでの薬師寺章明による臼井の論の整理は正鶴を射たものであり、以下に引いておく。

武田の全作品の行程を、世俗性と反逆性の均衡と見て、そこに私小説から風俗小説への移行の契機を鳥瞰し、その解明の手続として、武田と西鶴の、主として、「諧謔」と「諷刺」の性格を比較することによって、その近親性と類似性を指摘しながら、明らかに西鶴と相違する武田の独自性を、一種気骨のようなものに支えられた「理想家」と「生活者」の共存としてとらえ

ている。そして、『人民文庫』を創刊主宰して散文精神を唱えた昭和十一年三月以降の、いわば、象徴的写真実方法模索の時期に、戦時下の暗鬱な気分を強く反映した「大凶の籤」（昭14）などの傑作を残しているにしても、武田におけるこの「孤独な反抗性と世間的適応性」の微妙な調和という新たな資質の発見が、複雑広範な社会を彼の視野から没し去らせ、新聞小説や婦人雑誌小説の制作に有力に働いたであろう点を、臼井はかなり批判的に指摘している。そしてさらに、このような資質であったから、プロレタリア作家としても、武田は現実を風俗的にしか把握できなかった、と書いている。

『人民文庫』が廃刊になったのは昭和十三年一月のことである。実際には、その前年末に高見順と新田潤が箱根に滞在中であった武田麟太郎を訪れた折に既に決定していたという。廃刊の主な理由は、前掲『武田麟太郎全集 第三巻』所収・武田麟太郎年譜に薬師寺章明も書いているように、経済的破綻に加え、旧左翼に対する軍部の弾圧強化に伴い、一定の職業を持ち、個人主義者・自由主義者として芸術的抵抗の姿勢を遵守しようとした高見順ら旧『日曆』派と、旧『現実』の同人を含む武田側

近の雑誌発行の実務担当者らとの間で、雑誌を継続すべきか、弾圧を穩便に避けるべきかについて議論が分かれ、内部紛糾が生じるに至ったことである。武田麟太郎自身は、主張としての散文精神の拠りどころである『人民文庫』を失ったことよって、小説家になることは逞しい生き方なのだという「徹底した自己否定の立場」(薬師寺)を獲得したという。因みに、大内兵衛ら学者・教授グループの検挙という人民戦線事件の第二次検挙がなされたのは同じ昭和十三年二月のことであり、この年四月には国家総動員法が公布、十月には河合栄治郎の著書が発禁となるなどファシズムの色が濃度を一層増してきていた。また、文学者の従軍が始まり、戦争文学の興ったのもこの年である。薬師寺章明の作成になる年譜に拠りつつ、徵用時の武田麟太郎の足跡をいまま少し追ってみる。

昭和十六年(一九四一)十一月、文学者の徵用が始まり、陸軍宣伝班員として阿部知二らと共に本郷区役所に集合を命じられ、陸軍大学などで訓練を受けたのち、ジャワ遠征に参加を命ぜられる。昭和十七年三月一日、扨晩にジャワ島バンタム湾に上陸、以後、原住民の宣撫運動に従事。大宅壮一と共に映画方面を担当する。映画隊を率いてジャワ各地を巡回、日本から持参した映画を上映して原住民に日本内地の様子を紹介し、ジャワ島内各地の原住民の風俗や行事や習慣、景色などを撮影、収集して内地に送り、ジャワの様子を紹介する仕事であった。命令を受けて二カ月で殆ど全島を回り、原住民と親交を結ぶ。インドネシア独立の士とも肝胆相照らした。昭和十八年四月、ジャワ平定後一年目に原住民の自主的な啓蒙団体として、啓民文化指導所が発足し、映画方面の担当を兼任ということ、その指導所の一部門である文学部へ指導員名義で出向し、帰還までインドネシアの文学者たちとその機関で仕事を共にする。かつては国民図書局に勤務していた文学部長のアルミン・パネー(最初のインドネシア史の大著に取り組んだ高名な熱血詩人サヌシ・パネーの実弟)と親しくなり、インドネシア独立のことを話し合い、共鳴した。彼ら、及び原住民への親愛の気持ち、ジャワから容易に離れる気持ちを起こさせず、武田を更に一年留まる決心をさせた。昭和十九年一月、ジャワより飛行便を利用して帰還。その後一年前に帰還していた浅野晃を杉並の家に訪ね、インドネシア独立達成のための助力を乞う。武田は浅野と二人で関係官庁や、様々な人物を訪ね歩いて独立を説得した。原住民の希望を叶えてやりたい気持ちで一杯であったという。

敗戦の翌年、来日したソヴィエト作家・シーモノフを囲む座談会が鎌倉文庫で催され、青野季吉・佐多稲子・

徳永直・林芙美子らと共に武田麟太郎はその座談会に出席した。木村徳三の回想に拠れば、数年ぶりに再会した武田の面貌から往年の逞しい骨太の面影がすっかり影を潜めていたのに一驚したという。顔色にも眼光にも声音にも生氣がなく、言いようのない暗い表情で、それは〈微用先のジャワで何年間も何もせず酒びたりの、武田さんらしい反戦姿勢の毎日だったという風評〉を裏書きするようであった、というのが実感に基づく木村徳三の回想である。インドネシア独立達成のために走り回っていたという年譜の表記との間に乖離のあるのが気になるが、〈武田さんらしい反戦姿勢の毎日〉というのが決して木村徳三の身鼻屑による思い入れであるとは思いたくない。シーモノフを囲む座談会の二カ月後の昭和二十一年三月三十一日、肝硬変症により武田麟太郎は急逝した。木村徳三は、ヘメチルアルコールの過度の飲用が原因だと聞いたが、私には戦争が武田さんを殺したのだと思えて仕方なかった。(中略) この卓越した小説家を性来の叛骨精神のゆえに自殺行為に近い飲酒癖にまで追いこんだのは、ほかならぬ戦争だったのだ、と〴〵と書いてある。深い哀惜の心を込めての言である。

(よしだ ながひろ・文学部教授)





「マリオと魔術師」

ファシズムの心理学



トーマス・マン 著

マン自身は、この作品を「ファシズムの心理学」と呼んだらしい。事実、トーマス・マンの小説の中でも、「マリオと魔術師」ほど群集心理を巧みに描いたものはないのではないだろうか。主人公の「私」は、教養もあり道徳心にも篤いが、まず没個性的と言つてよい。「私」は、妻と二人の子供を連れてイタリアのトルレという海水浴場

へ旅行し、休暇を過ごすのだが、そこでの体験は冒頭の文章で暗に書かれている通りだ。

トルレ・デイ・ウエネエレの思い出には、何か全体的に不快なものがある。腹立たしき、興奮、過度の緊張が抑々の初めから辺りに漂つていて、挙句の果がああ怖るべきチポルラ事件だった。

このチポルラというのが、作品の標題にもなっている魔術師である。

トルレに着き、あるホテルに宿を得た一行は、さっそく不快な思いをする。というのは、「私」の子供は治りかけの百日咳を患っていたのだが、ホテルの隣室に起居していた高慢で気位の高い公爵夫人が、百日咳を急性の伝染病だとする俗説を妄信し、逆上してホテルの帳場に訴えたからである。医師の診察で問題ないと諫言されても、逆上した夫人は頭から受け付けない。ホテル側も、公爵夫人に追従してばかりいる。一行は宿を代えざるをえなかった。トルレでは、このような不愉快な事が続く。陰鬱な曇天の日が何日も重なり、

地元の人間や観光客からも気分を害され、神経は疲労しきつてしまふ。

滞在予定日も残り少なくなった折りに、チポルラという男が奇術の興行に来た。子供たちに見物したいとせがまれるが、開演時間の遅いことが気に掛かる。しかし、結局は子供たちの好奇心に煽られ、また、軽い見世物を見ることで気晴らしになるかもしれないと思ひ、見物に出かけることにした。

一行は会場に到着し、雑踏をかきわけて自分たちの席を探した。

魔術師チポルラは、開演時間を三十分過ぎて漸く現れた。壇上に出て来た男は、黒い釣鐘マントを羽織り、歪んだ顔付きに眼は鋭く切れ長で、奇妙な香具師のようである。観衆に向つては何一つ口にせず、煙草を吹かしながら腹立たしそうに場内を見渡している。立見席の若者が、チポルラを揶揄して「今晚は」と言つた。場内には陽気な雰囲気広がりが、拍手が起ころが、チポルラは激怒する。「誰だ」と叫び、立見席を見廻した。静まり返つた場内から若者が応える。「おれだ」。二人は

読んで

皮肉な口調で口論するが、激したチポルラは若者に言った。「御見物衆に君の舌を御覧に入れろ」。若者は、むろん敵意をもつて拒んだ。しかし、チポルラは、「これから私が三つ数える間に君は右向け右をして、御見物衆に舌をべろりと出してお目にかけるだろう」と言い、事実若者は言われるままになった。観衆に向つて、若者の赤い舌が口中から長々と垂れている。

これを見た観客は大笑するのである。もつとも、若者とチポルラが共謀した芝居だとも推察されたわけだ。

チポルラは、次々に胡乱な奇術を使いながら、雄弁に観衆を魅了してゆく。殆どの観客はチポルラの様々な奇術に感興も尽きないが、中には、人間の感情を嘲笑的に蹂躪するチポルラの奇術に不快を禁じ得ない人たちもいる。例えば「私」もその内の一人なのだが、チポルラの不可解な奇術に抑え難い好奇心を駆られ、会場を後にすることができない。

また、チポルラを持つ鞭が頻繁に描かれている。時々、チポルラがその太

い鞭で強く宙を打つと、観衆は生理的な恐怖を覚えるのである。

標題の「マリオ」というのは、観衆の中にいた地元の青年の一人である。この青年が小説の団円をつけるのだが、しかし、これは言わない方がいいだろう。

ファシズムの象徴となつているチポルラのような、他者の感情を愚弄して快楽を得る人物の中に、「虐げられた人々」(ドストエフスキー作)のワルコフスキーがいるが、チポルラはこの人物によく似ている。あるいは、「マリオと魔術師」を書く上で、マンにはワルコフスキーの人物像が念頭にあつたのかもしれない。

「マリオと魔術師」は、集団が洗脳される過程を描いた小説である。また、個人ではなく集団を題材にした点で、トーマス・マンの小説の中でも特異だと思う。

(半田・文三)

現代世界文学全集27

トーマス・マン著

(佐藤晃一・高橋義孝訳)

「選ばれし人、トニオクレイゲル、ヴェニスに死す、マリオと魔術師」

(新潮社 昭和二十八年十二月二十五日刊)

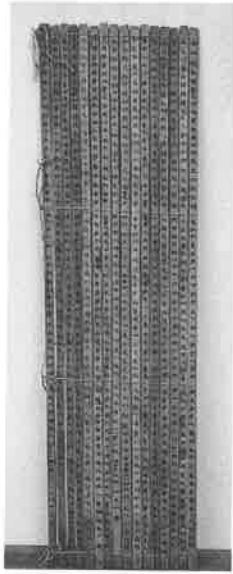


連載

本のつるつる⑥ 関大図書館―漢簡―

仲井 徳いさお

(関大図書館所蔵)



洋の東西で文字が発明されたのがBC三〇〇〇年ごろ、今から五〇〇〇年前である。文字を書き付ける書写材料としてエジプトのパピルス、メソポタミヤの粘土板、インドの貝多羅葉等があるが、中国では竹または木の札を使用した。これを竹簡、木簡と呼ぶが、現存する初期の漢代のものを漢簡（BC二〇〇年頃）という。内容が一簡に書ききれないと何本も使って紐でしばるが、その形を象形して冊と呼ぶ。冊の字は甲骨文にあるから、BC一四〇〇年以上前から使用されていた。

現存する初期の漢代のものを漢簡（BC二〇〇年頃）という。大きさは二三×一cmが標準で三十〜四十文字を一行に書く。長さ・幅を二倍にしたものもある。

二三×二
三四方の板の
ものもあり讀と
いい、あわせて
簡讀と呼ぶ。

さて、今紹介するのは「武威漢簡」（レブ

リカ）F232.0029/B11である。

一九五九年の甘肅省武威後漢墓出土の儀禮五〇〇点のうちである。大きさは約五十五×一cm。漢簡を最初に発見したのはイギリスのオーレル・スタインで、一九〇七年に甘肅省敦煌の漢代遺跡から七〇〇余点を得た。現在大英図書館にある敦煌漢簡である。

以後居延漢簡（二万余点）、銀雀山漢簡（約五千点）、馬王堆漢簡（約一千点）など続々と発見、釈読されている。

漢簡から、当時の役所の往復文書のほか軍事、算術、官職をはじめ民衆の生活など多くのことが分かる。

KOALAで「漢簡」を検索すると五十三件ヒットした。

武威漢簡の解説書として『武威漢簡』甘肅省博物館、中国科学院考古学研究所編 一九六四 222.17/K11がある。

関西大学の故大庭脩名誉教授は「漢簡研究」の第一人者であった。一九九二年には、関大で国際木簡学会を主催されている。昨年末に急逝され惜しみても余りある痛恨事であった。

（神戸女子大学教員・元関西大学図書館員）

本のいろいろ⑦ 関大図書館—紙—

仲井

徳

ところで、書写材料としての「紙」の発明は、近年の中国考古学の発掘によって従来の蔡倫が発明したとされるAD一〇五年から三〇〇年遡ってBC二〇〇年頃のもの報告されている。

放馬灘紙と灑橋紙がそれで、それぞれ甘肅省（敦煌）の地名であるが、数十枚単位で発掘されている。放馬灘紙には図面が書かれてあるものである（未見）。ちなみにYahooで検索してみるとそれぞれ四十二件と八十七件がヒットした。どこにでも研究している人がいるものだと感嘆した。

ここで言う紙とは、文字が書いてある物而言い、文字が無ければただの包み紙である。

世界の四大発明とは、紙、印刷術、火薬、羅針盤をいうがその総てを中国が発明しているのに、近代科学の発展に活かせなかったのは歴史の皮肉というよりあるまい。

また、前回の⑥のつづきになるが、二〇〇二年七月に、中国湖南省竜山県で秦代（紀元前三世紀）の竹簡二



(紙漉重宝記)



(粘土板)



(パピルス)

万枚余りが発見された。字数にして数十万字の記載があり、秦の歴史が塗り替えられる可能性もあると言われている。

わが国へは、高句麗の渡来僧曇徴が七世紀のはじめ推古天皇十八（六一〇）年に紙の製法を伝えたといわれ、『日本書紀』にある。紙の原料の楮が良かったのか、紙漉の技術が高かったのか、遣唐使の進物として重宝された。寛政十（二七九八）年には『紙漉重宝記』が刊行されて、製紙法が図解されている。

文字と書写材料に関しては、二〇〇二年春に関大図書館において、所蔵のコレクション（パピルス、粘土板、Manuscript、百万塔陀羅尼経、版木・活字など）が展覧されていた（「文字遺産集成展」）。

（神戸女子大学教員・元関西大学図書館員）

第120号

書評



『書評』 2003年 10月 通巻120号

編集・発行 関西大学生協同組合『書評』編集委員会
連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (☎06-6368-7527)
頒 価 250円